

1 議 事 日 程（第2日）

（令和7年第1回有田川町議会定例会）

令和7年3月18日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番 濃 添 勇 作

2番 栗 山 昌 之

3番 本 下 雅 敏

4番 椿 原 竜 二

5番 中 島 詳 裕

6番 星 田 仁 志

8番 谷 畑 進

9番 西 弘 義

10番 林 宣 男

11番 岡 省 吾

12番 森 谷 信 哉

13番 堀 江 眞智子

14番 増 谷 憲

15番 殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

1番 濃 添 勇 作

10番 林 宣 男

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長 中 山 正 隆

副 町 長 坂 頭 徳 彦

住民税務部長 小 澤 俊 彦

福祉保健部長 井 本 英 克

総務政策部長 井 上 光 生

消 防 長 岩 井 伸 幸

産業振興部長 南 長 寿

建設環境部長 森 本 博 貴

清水行政局長 中 谷 芳 尚

総 務 課 長 原 秀 文

財 務 課 長 山 縣 和 弘

企画調整課長 寺 杣 真 英

教 育 長 片 嶋 博

教 育 部 長 中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 屋 正 也

書 記 細 野 鶴 子

令和 7 年第 1 回定例会一般質問者及び項目表

| 通告順 | 議員名   | 質 問 項 目                                                                                             |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 椿原竜二  | 1. 今年度（令和 6 年度）否決となった議案の経緯と今後は                                                                      |
| 2   | 殿井 堯  | 1. 過去に行った一般質問への答弁内容、その後の経緯結果は                                                                       |
| 3   | 西 弘義  | 1. 災害対策について                                                                                         |
| 4   | 増谷 憲  | 1. 防災対策について<br>2. 図書館、図書施設について                                                                      |
| 5   | 堀江眞智子 | 1. 介護保険制度について<br>2. 教育費の増額について                                                                      |
| 6   | 栗山昌之  | 1. 子育て等施策の確認と周辺市町村の状況について<br>2. 決裁書類や押印文書の適切な処置やコンプライアンスや研修について<br>3. 年度を超える事業の計画や総経費算出はどのようにしているのか |
| 7   | 岡 省吾  | 1. 消防行政に関して                                                                                         |

8 議事の経過

開議 9 時 3 0 分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか 13 人であります。

…………… 日程第 1 一般質問……………

○議長（谷畑 進）

日程第 1、一般質問を行います。

配付のとおり、7 名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

…………… 通告順 1 番 4 番（椿原竜二）……………

○議長（谷畑 進）

4 番、椿原竜二君の一般質問を許可します。

椿原竜二君の質問は、一問一答形式です。

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

皆様、改めまして、おはようございます。4 番、椿原竜二でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、2018年1月28日、私は町民の方から695票、この負託をいただいて議会の壇上へと送り出していただきました。私は町の将来や住民の皆様にとって何が最適なのか、また何が住民のためになるのか、そんなことを第一に考えながら、住民の立場に立った議決を行ってまいりました。しかし、残念ながら今年度は4回、自分自身の考えと議会の判断が異なることとなりました。私は、住民の皆様から負託をいただき、町をよくしたい一心で熱意に燃えながらも、本当に住民のためになっているのか、住民の皆様のお期待に沿うことができているのか、そんな自問自答も繰り返す日々を過ごしながら、住民の方との対話を大切に、様々な方から御意見をいただいてまいりました。

そんな中、やはり否決となった議案に関する住民の関心度が高く、今年度、令和6年度否決となった議案の経緯と今後について、今回の一般質問で取り上げさせていただきます。

まず、令和6年9月18日に議決を行った有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定について、そして、有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは金屋図書館や地域交流センターA L E Cで、指定管理者制度を導入できるようにする条例改正でありました。条例改正の後、住民説明会などで多くの方の御意見を聞くと質疑に対する答弁をいただきました。条例改正は指定管理にするものではなく、あくまでも指定管理の選択肢を増やすというものであること、施設がさらによくなる可能性や希望があるならば、選択肢自体を否定すべきではなく、事業者計画や目標を明確に提示していただき、中身を精査した上で判断すべきと考えて、私は議案には賛成をさせていただきました。結果は賛成6人、反対7人で議案は否決となりました。

次は、令和7年1月21日と令和7年2月18日に議決を行った財産の取得であります。これは防災機能を持つ都市公園整備のため、土地購入契約を締結するものであります。面積は3万5,542.99平方メートル、約1万751坪であります。金額は3億1,186万774円、坪単価で見れば約2万9,005円ということでありました。これは1年前の定例会で予算が4億円で可決されている議案であり、予算内での執行となりましたが、土地に問題がないことが確認できる書類がないことなどから議会は認めず、賛成6人、反対7人で否決となりました。2回目は、土地に問題がないことを証明する書類、そして仮契約書の変更契約が出されましたが、結果は同じく賛成6人、反対7人で否決となりました。

様々な理由がありますが、私は主に有田川町には公園が少なく、一般的に必要な公園面積の10%程度しか公園がないこと、住民アンケートでも公園が少ない、子供が安全に遊べる場所が欲しいという意見が多いということ、これに関しては私も多

くの、特に子育て世帯の方々からたくさん御要望をいただいた内容でありました。また、計画地の地元住民から要望があるということ、緊急輸送道路が確保できており消防本部が近いということ、何より住民の命を守るためにしっかりと災害に備える必要があるということ、今すぐにでも防災機能を持つ都市公園は必要と考え、可決されていても令和11年度の完成予定でしたから、私はこのタイミングでも遅いくらいに思っている、そういったことを理由として賛成をさせていただきました。私は、子供たちが安全で全力で遊べたりスポーツができる、そして大規模災害時には仮設住宅を設置して避難ができる、そんな施設が、私は議案が否決になった今でも必要なものだと考えております。

今年度否決となったそれぞれの議案について、上程するまでの経緯とかかった費用、そして否決からこれまでどのような議論を行ってきたのか、また今後の計画をどのように考えているのかお伺いいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

今回もまた7名の議員が登壇されるようであります。私を含め部課長、丁寧に御答弁をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、椿原議員の質問にお答えをさせていただきます。

今年度否決となった議案の経緯と今後についてでございますけれども、まず1つ目の令和6年9月18日に議決を行った有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定について、有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について、金屋図書館や地域交流センターALECで指定管理者制度を導入できるようにする条例改正が否決となったことにつきましては、本議案は住民サービスの向上とその持続性を担保するため、民間の力を借りて指定管理者が管理や事業を行えるよう条例の一部を改正するものであります。

町といたしましては、町民の皆さんの生活向上や地域の発展を目指し、進めるべき施策だと考えておりましたが、議会内での慎重な議論の結果、否決という判断に至ったことは真摯に受け入れ、議会の御意見を今後の方針に生かしていきたいと考えております。

次に、議案を上程するまでの経緯とかかった費用、また今後の計画につきましては、教育長に答弁をさせたいと思っております。

続いて、財産の取得についての上程までの経緯でありますけれども、令和3年度から令和4年度にかけて都市計画マスタープランの策定及び都市計画区域の変更について見直しを行いました。また同じ頃、寺池跡地所有者である株式会社フジシマ産業により埋立工事が始まり、地元から今後この土地がどのように活用されるのか不安であ

るという意見もあり、町としての土地利用の要望書をいただきました。

その後、町議会から2名を含む都市計画マスタープラン策定委員会の中で、当時、都市計画区域外であったこの土地を計画的な開発や土地利用が行えるよう都市計画の見直しにより都市計画区域内に編入し、特定用途制限地域の設定を行い、また長期総合計画及び令和3年10月に取った住民アンケートから、町民の意見等を考慮して都市計画マスタープランにおいて、この土地での防災機能を持つ都市公園を計画いたしました。

公園用地の選定については、ハザードマップ等により災害想定区域に含まれておらず、水害や土砂災害の可能性が低く安全性が高いこと、第一次緊急輸送道路である国道424号や消防本部、ヘリポートとして指定されている公共施設等の距離が近いこと、また敷地面積が3.5ヘクタールと有田川町都市計画条例に規定する徒歩圏内の公園面積4ヘクタールに近く、一団の広くまとまった土地であり、建築物や耕作物もなく物件補償が不必要であること、また地域住民から有田川町での有効活用に対する要望もあり、最適地と考え防災公園予定地と位置づけました。それを受けて、町議会3名を含む都市計画審議会で審議された後、令和5年6月に都市計画区域の変更についての見直し及び都市計画マスタープランの承認、令和6年3月には防災機能を持つ都市公園の計画決定がされました。

また、防災公園基本計画については、令和5年度当初予算で議会の承認をいただき、実施途中では全員協議会及び一般質問等の場で公園の必要性を説明し、令和6年3月に1,029万6,000円で、土地購入に係る鑑定につきましても同時期に99万円で完了しております。

一方で、株式会社フジシマ産業の下で土砂により池の埋立てが昭和4年2月から始まり、当初、和歌山県の土砂埋立て条例に沿って埋立て計画が3,000平方メートルを超えないように施工していたのですが、超過しているおそれが出てきたため、令和6年7月に和歌山県廃棄物指導室から株式会社フジシマ産業に対して再調査して報告するよう通知が行きました。

このような中、令和6年度当初予算に公園予定地の土地購入費、基本計画業務費、現地測量業務費、計4億5,400万円を盛り込んだ予算を令和6年3月議会に上程し可決されたのですが、株式会社フジシマ産業からの報告を受けて、和歌山県廃棄物指導室の判断が出るまで予算の執行を中断し、何か新しい動きがあれば随時議会に報告することとなりました。

その後、令和6年7月に株式会社フジシマ産業から和歌山県廃棄物処理室にてんまつ書という形で報告がされました。その内容は、土砂の埋立て面積が3,000平方メートルを超過しており、超えた分の埋立ては土砂を場外に搬出する、搬出に当たっては土壌検査及び水質検査を実施するとのものであり、すぐに全員協議会を招集していただき、その場で説明させていただきました。

令和6年12月議会での全員協議会では、てんまつ書に基づいて超過していた埋立て土砂が場外に搬出され、和歌山県立会いの下、適正に処理されたということの確認及び中断していた予算執行を再開する旨の報告を行いました。しかし、土砂搬出により以前に作成した鑑定時の土地の状態と大きく変わってしまったため、再評価を行いました。

その後、株式会社フジシマ産業と用地交渉を行い、令和7年1月14日に土地売買仮契約を締結し、同月21日の臨時議会において当該予定地の財産の取得に関する議案を上程いたしました。和歌山県条例に規定する3,000平方メートルを超える部分の埋立て土砂の搬出に関して適正に処理されたと確認できる書類がない、一度条例違反となったこの土地は不適當である、池の埋立地では液状化や地下埋設物に対して懸念があり、その説明が不十分であるということで否決されました。

再度、令和7年2月18日の臨時議会において、当該予定地の財産の取得に関する議案を上程し、全員協議会において、令和7年2月に和歌山県廃棄物処理室から株式会社フジシマ産業へ通知されました。てんまつ書に基づき、埋立て土砂を適正に搬出したことを確認したという文書を提示し、土砂の適正な処理の報告及び説明を行い、また当該予定地全てにおいて不適切な地下埋設物や土壌汚染が発生した場合は、株式会社フジシマ産業において適正に処理する旨の変更契約を当日締結し、その変更契約書を提示し説明を行いました。再び当該予定地は不適當であるとの判断で議案は否決されました。

以上がこれまでの経緯でありますけれども、本町においては公園がまだまだ不足しております。都市公園条例において、住民1人当たりの公園の敷地面積は10平方メートル以上と規定されておりますが、有田川町では必要とする公園面積の10%程度しか公園がございません。そのため、まちづくりの住民アンケート等を行っても公園が少ない、子供が安全に遊べる場所が欲しいといった声をよく聞きます。それに加え、近年の大規模災害に備えるため、防災の重要性を考慮した防災公園の整備が必要であることは間違いありません。今回は非常に残念な結果になりましたが、今後とも平常時は誰もが利用しやすい場所として、また災害時には有効に機能する場所となるような、地域にとっても最適な公園づくりを今後も目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

椿原議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案を上程するまでの経緯につきましては、令和4年度議会において、地域交流センターA L E Cの不適切な会計処理のため、令和3年度の決算が不認定になるなど、町施策全体の事業に対し不信感を抱かせてしまう件がございました。それを受けて、

地域交流センターA L E Cの事業や町内の図書館施設について、今後の運営を検討していくため、令和5年度中から指定管理について検討を始めました。令和6年度に入ってから、何が課題かを教育委員会事務局で話し合い、それを基に指定管理を実施している海南省、和歌山市、高石市に視察に行きました。視察に行った3市では、現地視察と教育委員会の担当者からメリットやデメリットをお聞かせいただきました。また、地域交流センター運営協議会や教育ニュービジョン審議会等で広く意見をいただきました。

以上のことにより、現在予算措置している金額内で、開館時間の延長を含め住民の方への様々なサービスを向上させることができるのではないかとの見解に至り、「指定管理をすることができる」という改正条例を提案させていただいた次第です。

また、上程するまでにかかった費用ですが、地域交流センター運営協議会や教育ニュービジョン審議会の委員報酬等が経費となると思いますが、会議では指定管理だけをテーマに議論したものではございませんし、指定管理を進めていくために物品購入や外部へ業務委託等もしておりませんので、特に費用はかかっておりません。

否決からこれまでどのような議論を行ってきたのかにつきましては、議案が否決されましたので、地域交流センターA L E Cや町内図書施設の運営を見直し、今後は従来のように担当職員だけで運営するのではなく、社会教育全体で取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後の計画につきましては、当面直営での運営となりますが、指定管理も視野に入れながら町民へのサービス向上に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございました。

1点、答弁の中で公園の池の埋立てのところで、埋立てが昭和4年2月から始まったという答弁だったんですけども、これは令和4年の間違いでよろしいか、一応確認だけさせていただいてよろしいですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

すみません。令和4年2月です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入っていきたいと思います。

まず、図書館条例のほうからですが、条例改正の議案が否決になって、当面は直営での運営となるが、指定管理も視野に入れているといった答弁であったと思います。これに関して、指定管理に関して何か検討されているとか、そんな検討事項とかございますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

椿原議員の再質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

現在のところ、直営での運営の見直しを行っている段階でございますので、指定管理について具体的な検討はしておりません。再度指定管理を検討していく折には、総務文教福祉常任委員会等で随時説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

検討はしていないという答弁でありました。

議会の判断というのは重いですから、しっかりと受け止めていただいてやっていただきたいなと思っております。

地域交流センター運営協議会、教育ニュービジョン審議会で広く意見をいただいたという答弁がありましたけれども、まず教育ニュービジョン審議会というのは何を審議する会議なのかお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきます。

教育ニュービジョン審議会は、有田川町の教育について取り組まなければならない具体的な課題を取り上げまして、社会情勢等を踏まえた今後の在り方について協議し、提言をいただく会となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

いろいろお話を町民の皆様からお伺いする中で、ちらっとお聞きした話なんですけれども、地域交流センター運営協議会、これを廃止して教育ニュービジョン審議会で今後教育していくというように聞きましたけれども事実なのか、またはそうなのかい

きさつというのはどういったものなのかお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきたいと思います。

地域交流センター運営協議会は、地域交流センターＡＬＥＣの不適切な会計処理のため、令和３年度の決算が不認定になるなど、町施策全体の事業に対しまして不信感を抱かせてしまうという件があったため、地域の方の御意見を取り入れ、運営や事業を再検討することを目的として設置した協議会となっております。

来年度からはもっと広く町民の方の御意見をいただきたく、教育委員会では地域交流センターＡＬＥＣの運営について、教育ニュービジョン審議会で諮っていきたいと考えております。地域交流センターＡＬＥＣを地域交流の拠点として目指すべき方向性と、より発展的な御意見をいただくことを目的としております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

４番、椿原竜二君。

○４番（椿原竜二）

部長、答弁ありがとうございます。

次、教育長にお伺いしたいんですけども、今の答弁をお聞きしている中で、広く町民の方の意見を聞くために教育ニュービジョン審議会で協議をしていくという答弁でありましたけれども、これ自体に関しては私はいいことだなと思うんです。けれども、地域交流センター運営協議会を廃止するという理由にはならないのかなと思っています。町施策全体の事業に対して不信感を抱かしてしまう件があった、地域の方の意見を取り入れて運営や事業を再検討することが目的とした協議会が地域交流センター運営協議会でありますよね。ということを考えるならば、この目的というのはまだ達成されていない。いろんな御意見をいただく中でやっぱり不信感を抱いている方っているんですよ。それを考えると、この不信感を抱かしてしまっただけで目的達成もできていないのに、運営協議会を廃止するというのはやっぱり違うんじゃないかなと思うんです。

教育ニュービジョン審議会でもっと広い目を見て、広いところから御意見をいただき、これはいいですけども、運営協議会をもう一個ナイーブのところでもっと細かな議論ができるって、この小さいという言い方はおかしいですけども、もっと特化したところをわざわざ廃止するという理由にならないんじゃないかなと思うんですけども、その辺教育長の考えをお聞かせいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

今、議員おっしゃったとおり、いろいろALECにおきましては不適切な会計処理など、またそれまでは外部の方の御意見をいただく場というのは全く設定しておりませんでした。ですから、あのことを受けて、すぐにALECのことをよく知っておられるような方を中心に運営協議会を設定させていただきました。

このたびニュービジョン審議会というのは、清水地区、金屋地区、吉備地区、広くいろんな人材の方に入っていて、ALECの運営についてのみではないんですけれども、広く多くの方の意見で教育委員会といたしましては、御意見をいただいた上で考えていきたいというように考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

ありがとうございます。

教育長の答弁を聞いていて、私もここは意見は一緒ですけども、ニュービジョン審議会で広く御意見をいただくというのは本当に僕もいいことやと思うんです。けれども、だからといって特化した運営協議会というのをなくすのはちょっと違うかなということはしっかりとお伝えさせていただきます。

部長にまたお伺いしたいんですけども、教育ニュービジョン審議会で今後このALEC運営を協議していくといったことでしたけれども、この教育ニュービジョン審議会というのは傍聴はできるんでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、教育ニュービジョン審議会のほうは傍聴の規定がございませんので、傍聴していただくことはできません。しかし、今後傍聴につきましては、教育委員会定例会で前向きに協議をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

今は傍聴できないけれども、前向きに考えていくというような答弁でありました。幅広く御意見を聞くっていいことですし、大切なことやとは思うんです。けれども、今後のALEC運営というのが、要は傍聴もできない、そんなところで議論していく

というのはやっぱり私はおかしいんじゃないかなと。しっかり公開して、幅広く御意見をお伺いしたいんですよ。ということであれば、私は傍聴してもらって、住民の方の関心度をもっと高めてもらって、住民の方はもっともっと一緒に、住民の方と行政が一緒につくっていくというほうが僕は絶対にいいもんができてと思っているんです。そこに関しては、僕は決して教育委員会はまさか隠すつもりはないだろうなと思っておるんですけども、教育長、隠すつもりはない、前向きにっていう答弁でしたけれども、公開していく、しっかりと傍聴に来てもらうっていうような認識でいいのか、教育長、答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

隠すつもりは全くございません。ただ手続上の問題とかいろいろありますので、公開して広く皆さんと考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

少し教育長の答弁を聞いて安心できたのかなと。公開していただいて、いろんな方の御意見というのはしっかりと取り入れていただきたいと思っています。このことに関しては、恐らく先輩議員もまた一般質問に入ってますんで、これ以上は聞きませんが、最後教育長、1 点だけ答弁いただきたいと思います。

今回この議案で私は指定管理者制度という選択肢を検討するためということで、条例改正は賛成をさせていただきましたし、施設がさらによくなる可能性であったり、こういった希望があるんだったら私はこの選択肢自体を否定すべきではないと考えていますので、もちろん今でも頭ごなしに反対というようなことを言うつもりはないんです。けれども、今現状のこの形で指定管理によって何が変わるのかとか、町民のためになるのか、また民間企業で運営をしていった場合、利益追求が行われてサービス低下にならないのか、こういった不安要素というのはやっぱりあるんです。ここがしっかりと見えてこない状態では、私は指定管理をするということに対しては賛成できないということをこの場でしっかりとお伝えさせていただいておきます。

A L E C もそうですし、蔵書というのは、言い方は悪いですけども、教育委員会のものじゃないんですよ。町民の貴重な共有財産なんです。それを考えたときに、何が町民にとって最適なのか、住民の意見というのをしっかりそこをお聞きしながら、協議を進めていかなあかんというように考えておるんです。その辺教育長、最後考え

だけお聞かせいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

指定管理であるとか、民間への委託でありますとか直営、これは方法論でございます。目的といたしましては、今議員おっしゃったとおり、町民の財産であります蔵書については、広く親しみやすく、また活用しやすく、読書活動を推進して学びの場としていくと、そういったことが目的として考えられるべきだと私自身は思っています。そのためには、様々な可能性とか挑戦するようなことを広く公開しながら、今後考えていきたいというように考えてございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

教育長おっしゃるとおりで、今回、指定管理という選択肢の条例改正が否決となつて、その中で教育長の考えとして指定管理するんが目的ではないんだって、住民のためというところが目的なんだということを聞いて、私も安心させていただきました。また今後、しっかりと住民のための A L E C ですから、図書館ですから、それをしっかりと踏まえた上で協議を進めていただきたいと思います。

それでは、用地取得の件に入らせていただきます。

様々な考えがあつて、議会もいろんな理由もあつて、反対、賛成というように分かれてましたけれども、そもそも防災公園にするということが液状化になる心配があるというところって物すごく大きいと思うんです。この有田川町の施設で、池の埋立てを行って建設されている施設というのはどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

椿原議員の質問にお答えさせていただきます。

有田川町の土地利用、昔からなんですけど、主立ったものとして吉備庁舎、消防署、明恵スポーツ公園、給食センター、第三こども園、金屋中学校などがございます。それも考えますと、池を利用していくということは特に問題ないと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

問題ないというような答弁をいただきましたけれども、それも聞こうと思ったんです。ここもそうですし、池の埋立地をそうやって土地利用しているということに対して、本当に大丈夫なのかって。議会の判断はこの前、液状化になったらということを考えたときに、適当ではないというような判断だったんです。それを考えたときに、消防本部なんかもそうですし、これ部長、ここは池を埋め立てて土地利用をされてますけど、本当に問題ないという理解でよろしいですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

ここの庁舎については、くいを打っております。そのほかについても、考えられることに対しての処置は行って工事は進めてきております。今回のことについても、もし可決されていれば必要とされることを行っていきたいと考えておりました。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

環境建設部長の話では、土地利用について対策を取ってやっていけば大丈夫だというような答弁をいただきました。それだったら、徳田のとこできたんじゃないんですかというように思ってしまうんですけども、私は今すぐでも防災機能を持つ都市公園というのは必要やと考えるんです。いろんな方から御意見をいただく中で、やっぱりあの場に子供がしっかりと遊べる、全力で遊べる、安全で遊べる、スポーツができるって、そういう施設ができるというように期待していた方って物すごく大きいんです。私はそういう御意見、否決されてからもいろんな方の御意見を伺う中で、やっぱり今でも必要なんじゃないかなと思っています。

そこの議論ばかりしてても進まないですから、代替地として藤並館跡というのが議論に以前上がったと思います。これ藤並館跡を防災公園にできるのか、その辺可能性はあるのかどうかというのは部長にお伺いいたします。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

椿原議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

藤並館跡につきましては、令和3年3月26日に国の史跡として指定されました。湯浅党城館跡保存活用計画策定委員会をその際設置いたしまして、保存活用における方針や方策について審議・検討を行ってきたところです。その際、文化庁や県からも

指導助言のほうをいただいております。

現在、指定された土地の購入を令和４年度から始めたところでございます。活用方法についてはまだ未定となっております。また、令和７年度より湯浅町と共同で史跡整備委員会を設置いたしまして、整備活用計画について検討していきたいと思っています。つきましては、今の段階で防災公園にする可能性があるかどうか、有田川町だけで判断することはできません。

以上です。

○議長（谷畑 進）

４番、椿原竜二君。

○４番（椿原竜二）

湯浅町と共同で議論していくということですから、有田川町だけの判断じゃできないというような答弁でありました。それはそうなのかなというようには思うんですけども、これまでここはもう用地購入が進んでいっているところでありますけれども、これまでの用地購入に支払った金額というのと、用地購入の今後のめど、この辺はどのように考えておりますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきたいと思います。

用地購入にこれまで支払った金額のほうですが、物件補償を含めまして令和４年度から令和６年度までで約２億３２８万円です。今後の用地購入のめどにつきましては、令和１０年度までの購入めどは立っておりますが、その後の購入については未定となっております。

藤並館跡に指定されている土地の面積は約１万７、５５０平米で、そのうち購入した土地は約５、３５４平方メートル、公有地が約１、２５３平方メートルとなっております。公有地は令和６年度末で全体の約３４％となります。令和１０年度末で約５９％になる見込みとなっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

４番、椿原竜二君。

○４番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

なかなかこの土地利用の今後というのが、今はまだ決まっていない状態で、まず用地取得においても今の時点で約３４％ですか、まだまだ多分かかりますよね。その中で令和１０年度までの購入についてはめどが立っているというような答弁でしたけれども、令和１０年度末でも約５９％なんです。いつ来るか分からない災害というこ

とを考えると、あまりにも時間がかかり過ぎてしまうんじゃないかなと思うんです。

副町長にお伺いしますけれども、これまでずっと議会でも、今回駄目となったあそこに防災公園をつくって、その後は藤並であったり水尻であったり、1個じゃ足りないですから幾つかつくっていかなあかんというような議論でしたよね。それを考えると、この第1段階といいますか、1つ目で今つまづいてしまっている状態なんです。藤並館跡で仮にできるとしても、令和10年度末でも59%しか用地が取得できないわけですから、本当にいつになるか分からないという状況を考えると、やっぱり今回、今この徳田地区の防災公園が否決になってしまったということに関しては、物すごく損害が大きいといいますか、責任重いなど、住民の命を守るための防災公園でしたから考えると思うんですね。その辺副町長は、この責任といいますか、今回否決になりましたけれども、その辺責任はどのように感じているのかお伺いいたします。

○議長（谷畑 進）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

防災公園の施設について進められなかったということは、責任も私どもも考えているところでございます。それから、そういった意味において、議員御指摘がありましたように、答弁でもあったんですけれども、公園を望まれるお子さん方、お母さん方の声は私どももよく聞いてございますし、喫緊とよく言われますけれども、南海トラフの地震発生確率が80%に引き上げられてきているということを考えますと、今後ともまた検討を進めてまいらなくてはならないものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

私も本当にできるだけ早く、そういう拠点というのは必要やと思っています。藤並館跡の話にまた戻りますけれども、あそこに仮に防災公園をすることで、それなりの面積はあると思うんですけれども、今現状で恐らくあそこがこうなったとしても、進入道路の課題も出てくるのかなと思うんですけれども、建設環境部長はこの辺進入道路の可能性といいますか、その辺どのように考えているのかお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えさせていただきます。

藤並館跡には、現在、進入路がありません。工事を進めていくに仮にしても、幹線道路からアクセスできる片側一車線の道路新設が必須であると考えております。そ

こで、令和５年度に完成した町道北筋西丹生図２号線から、昔からある県道吉備金屋線につながる新しい町道約６００メートルが必要であると思います。最近完成した北筋西丹生図２号線は、測量費、調査費、設計費、工事費と用地費、物件補償費の合計をメーター当たりで考えますと約１００万円かかりました。道の計画が６００メートルとすると、あくまで今現在の試算ではあるんですけども約６億円ほどかかると思います。なお、最近の物価高騰や人件費高騰については考慮しておりませんので、金額については変動していくと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

４番、椿原竜二君。

○４番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

用地購入のめども令和１０年度までしか立てていなくて、その令和１０年度でも５９％、アクセス道路だけでも６億円以上はかかってきそうなのという説明でありました。

町長にお伺いいたしますけれども、この前、議会の判断で議案が否決となりました。確かにこの議会の判断というのは、二代表制の中で僕は物すごく僕は重いものやと思っています。なので、僕もやっぱり全ての議案に対してそうですけれども、賛成するのか反対するのかというのは、住民の代表として僕も信念を持ってこれをやってきたつもりなんです。けれども、今回、自分が賛成して、賛成が少数というのは、本当に私も自分の選択は正しかったのかなとか、そういうような不安も感じることもありましたし、そこは住民にとってどっちが正解なのかといいますか、どちらが住民のためになるのかというのを物すごく自問自答しながら物すごく考えた、そんなここ最近の過ごし方やったんですけれども、町長も多分同じような、それこそ町長という重い責任の中でやってこられてますから、町長の思いというのがいろいろあると思うんです。これ否決になった議案に対する町長の思いであつたりとか、今後、町長としてどのように考えているのかというところを御答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この防災公園は２回も否決になりました。これは議員の重い判断の結果だと思って真摯に受け止めております。

ただ、これをするに当たりましては、あそこの土地についてはいろんな問題もありました。しかしながら、いろんなことを考慮しながら、やっぱりあそこが一番適当だろうなという思いであそこを進めていたんですけれども、２回とも否決になって、もうあそこは多分駄目だろうなと思っています。

ただ、防災公園については、そんなに今のところ、これと目立ったいい土地はない

んですけれども、これは早くつくらなあかんという考えは今も持っております。それよりまた明日も東京のほうへ行ってくるんですけれども、たくさんの予算をいただいていますんで、この変局した経緯等をわび、また今後についてもまたたくさんの予算、いろんな国道とか防災公園をするにしても、また補助金をつけてもらわなあかんで、そのお願いに明日、東京へ行ってきます。そういったことで、できるだけ早くまた次のところを見つけて、恐らくもう1か所であのぐらいのところはないと思います。山を切るかどうかせなんだらないと思いますし、切る山さえ見つからないので、それに代わるようなのを何とかしてできんかなといういろんな方向で、また議会の皆さんとも相談しながら、次の方法を考えていきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

町長の思い、ありがとうございました。

私も賛成した議員として、世間では様々言われました。もちろん、支援者の方々に椿原君が言っていることは正しいと思うであったりとか、反対する理由が分からなくてそういった御意見もある中で、椿原はあそこの場所にこだわるとるけど、おまえ事業者と何かつながるとるかとか、そういった御批判をいただくことももちろんありました。けれども、我々は政治家としてやっぱり正しいものは正しい、間違っているものは間違っているって僕は言おうと思っていますし、その批判にもどれだけ探されても悪いことは僕は一切ありませんから、事業者ともつながってませんし、そういうことは一切ないです。

職員も令和3年からですか、一生懸命法令遵守、決められた手続をずっと踏みながら一生懸命やってくれておったんですよ、ここ数年かけて。それを考えたときに、一生懸命に職員もやってきて、ましてやお金もかけてやってきているわけですから、私が町長だったら民意を問う、この選択肢を取ります。これは町長の思いですから、本当に重要施策だと考えるのであれば、僕は住民の命を守るということを考えるのであれば、藤並館跡もいいです、あそこも確かに僕は場所としてはいいと思います。けれども、いつになるか分からない、これできるまでに災害が起きて、住民の方が避難できひんとなったときに、僕は後悔せえへんのかなって、住民の命を守るための政治ができていんかなって思うんですよ。我々は住民のための政治というのをやっていかなだめなわけですから、なかなか本当に厳しい今回の判断やったと思うんです。ましてや重要施策、一生懸命に取り組んできたことが否決されているわけですから、もう最後に町長に思いといいますか、その辺だけをお伺いして終わりたいと思います。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

民意へ問えという今御意見もあったんですけれども、そこはまた考えさせていただいて、とにかく防災公園は本当に今回は非常に残念な結果に終わりましたけれども、これはこれとして議会の判断であったんで、真摯に受け止めなあかんという思いをもってます。それに代わる用地をできるだけ速やかに早く選定して、つくっていききたいなと。

ただ一つだけ言えることは、今の藤並館跡、ここは僕はできないと思います。20年後にせえと言うんやったらできるか分かりませんけれども、5年や10年内にあそこをせえと言うたら、埋蔵文化財の調査もせんなんし、まして用地も買わんなんし、あそこはもう到底できないと思います。またみんなに協力していただいて、新たな土地を探していききたいなと思っております。

○議長（谷畑 進）

以上で、4番、椿原竜二君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時22分

再開 10時31分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………通告順2番 15番（殿井 堯）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、15番、殿井堯君の一般質問を許可します。

殿井堯君の質問は、一問一答形式です。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

ただいま議長許可をいただきました、15番、殿井です。

一般質問に入ります前に、町長答弁が多分一番先に来ると思います、2問目の質問なんです。議長にお願いしたいのは、そのときに部課長に、この飛び交った質問に2問目はなるといいますんで、補足説明のほどを町長に続いてやっていただけるよう御指導をよろしくお願いいたします。

2番目になりましたんで、もう2番目まで行って暫時休憩かと思いましたが、その前にとんと休憩されましたんで、ちょっとゲート入って行かんなん行かんなんと思ってたんが、足並み乱れました。また一番最初にでっかいもんがやったんで、2番バッテリーになりましたんで、動きにくいんで仕方ないんですけども、また4番バッテリーに増谷というような同僚でプロ的な質問をする議員なんで、これまたやっかいなもんやなと思って、今日は全員の質問内容を見ましたら、かなりヒートアップするような質

問が重なり合ってますんで、どうほかの議員が質問をこなすか、関心を持って頑張っていきたいと思います。

それでは、ただいまから一般質問に入らせていただきます。今回の質問は現在の質問じゃなしに、過去に質問した経緯結果をまだいただけていないので、どのように判別して、どのように収まったかという質問になってくると思いますんで、再質問、再質問の件はないと思いますんで、一発で回答をよろしく願いいたします。

また町長の後、先ほど申しましたように、部課長の答弁、きっちりした補足説明、これは2問目です。1問目は教育のほうの質問になってくると思いますんで、質問に入らせていただきます。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

今回の一般質問は、過去に一般質問をした事項について、その後の経緯結果についてのお答えをいただきたいと思います。

まず1つ目は、令和4年第3回定例会において、有田川町の災害対策について質問をいたしました。その中で特に最近、気象状況に関連した対策として、子供さんがいる場合、保育所や学校、学童保育などの施設、開所中に災害が発生したときには、保護者が迎えに行くなどの対応ができない場合も想定される。そのようなとき、施設ではどのような対応を行ってくれるのかという質問をいたしました。

そのときの答弁は、子供たちの安全は最優先されなければならないと考えており、各保育所、学校、学童保育では災害に対するマニュアルを作成し、訓練を実施することでした。しかし、実際は大雨が降ったとき、学校職員がマニュアルで決まっているところまで送り、その後、そこから先を一人で歩いていった児童が冠水により道路なのか側溝なのか分からなくなって困っているところを、周辺の住民が助けてあげたという実例があります。

果たして、その作成したマニュアルが実態に即しているのか、どういうものであるのか、その後の経緯結果を通学中の安全対策も含めてお答えいただきたいと、そういうのを1問目の質問に持ってきてるんですけど、災害当時、急に今、線状降水帯とかそういうのが起こって、児童が道の端にある側溝と道路が分からなくなったと。そやけどもマニュアルどおりというのは、そこまで一旦送ってくれた先生が、それ以上の安全を確かめやんと子供さんが帰ったと。その帰り道に低い土地であったために、農道と側溝が分からないために立ち止まってしまったと。それは、その場で見ていた住民の人が、これはこのまま帰したらえらいことになるんちゃうかという格好で、高台の県道、バイパスのほうへ戻していただいたと、こういう事例が今述べた事例なんです。

そういうときにマニュアルどおりじゃなしに、まだまだ周辺を見渡せばいろいろと高い土地で水の心配要らん場所があるって、そういうところの場所を徹底して調べて、そういう場所にレイアウトして、そこへ子供さんを帰してあげるといふ格好はできないものかというこの質問をしたわけですけども、その点、今現在でもそういう安全な

箇所を調べていただいて、そういう危ない子供さん、まだ小学校１年生とか幼い子供さんを安全なところへ誘導するという方向を取っていただきたいという質問をさせていただいたと思いますが、これについてどのように経緯結果を今まで研究されておるか、どのように対策を取っていただいているのか、御答弁のほどよろしくをお願いします。

２つ目の質問に入らせていただきます。

令和５年第１回定例会において、有田川町の計画的なまちづくりについて、これを２問目に持ってきております。

まず、人口増加地域の施策として、子供の数が増えることによりこども園、学校施設、学童施設などの対策、これ有田川町は今、恵まれております。少子化、この心配は今ございません。有田川町の中にでも山間部とかそういう清水、ここらの辺りは過疎化の心配はせないかんというような状況になってます。御霊地区、藤並地区の学童とか学校とかの施設、これの子供さんの増え方というのは異常です。

この間も吉備中学校の卒業式で、同僚議員と参加させていただきました。１７８名の卒業生、膨大なもんです。でもこれは、僕、挨拶をさせていただいたんですけど、有田川町の宝ですよ。ああいう１中学校で１７８名の生徒さんがいてというのは、これほんまに君らは有田川町の宝ですよって言うたんです。ほんまに今、各方々、地方で少子化、少子化、子供さんが少ないということによって藤並なんか、これほんまに大したもんです。だから、ここまで有田川町の今、藤並地区、御霊地区は少子化を知らん、子供というのは宝であると、その宝を安全に導く、安全に対して気を遣うというのは我々議員、また役場・役所の努めであると理解して質問をさせていただきましたが、その経緯結果はまだいただいておりませんが、よろしく御答弁のほどお願いします。

そして、まず避難場所などの対策、３番目に農業及び排水対策、新生児のための医療機関等対策、転入者への対策、こういう質問を行ったんですけど、転入者の対策って、なかなか今コミュニケーション、他所から有田川町へ移ってくる人に対して、もう今は近所付き合いそういう昔みたいな親密な関係で近所付き合いをやっているというところは少なく、どうしても他所から来た人は孤立してしまう。だから、そういうときに災害とか付き合いとかいろいろな面が伴うときがあるんですけども、こういうときにどのようなコミュニケーションを取っていただけるか、この点も心配なんで質問の一つに入れさせていただいたんですけども、これの経緯結果もまだいただいておりません。

それと２つ目の項目には、人口減少地域の施策、また高齢者世帯等への対策、公的施設の維持管理対策、耕作放棄地対策。耕作放棄地というのは今、山間部では悩みの種です。だから今年なんかはミカンがかなりアップして、ミカンの値段もいいということですけども、ただもう山間部に当たりまして、耕作する人が歳を取ってしまっ

また若い人が町へ出ていってしまってるということで、せっかく今年みたいにミカンのいいときに年寄りが苦勞して苦勞してミカンをつくってると。そういうことになって跡継ぎというような格好のことになったら、いろいろと今、町も考えて働いていただいている人の宿泊とかそういうことも考えてやってるんですけども、具体的にどのような方向を持ってやっていただいているかの答弁を再度いただきたいと思います。

優先順位を決めて順番に実施していくということだったんですが、その後、これらの施策について答弁どおり実施できたものは、どういう結果になり、答弁どおり実施できなかったものはなぜできなかったかという経緯結果についてお答えしていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしく申し上げます。

また、再度議長にお願いいたします。町長の答弁の後、各部課長に補足説明をよろしくをお願いいたします。これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、殿井議員の質問にお答えをさせていただきます。

過去に行った一般質問への答弁内容、その後の経緯結果についてでございますけれども、1点目の有田川町の災害対策の経緯結果につきましては、教育長に答弁をさせていただきたいと思います。

続きまして、有田川町の計画的なまちづくりについてでありますけれども、人口増加地域の施策といたしまして、子供の数が増えていることによるこども園、学校施設、学童施設などの対策でございますけれども、こども園につきましては、現在、金屋第一こども園を建設中であります。ゼロ歳児の受入れを可能とし定員を大幅に増やし、令和8年4月開所予定となっております。学校につきましては、令和5年度に藤並小学校に教室を2教室増築し、現在は各学年普通教室の4教室を備えております。当面の教室不足は解消できております。今後も他の学校で入学者が増える場合は、現在教室として使用していない部屋を教室に改装することや、それでもなお対応できない場合は、施設の改修により教室を増やす対応を考えております。

また、学童保育施設につきましては、金屋農村センター解体撤去に伴い、農村センター内にある金屋学童保育施設は、令和6年8月に隣接する新学童保育施設に移転を行いました。藤並学童保育施設は、既存の藤並公民館を藤並学童保育施設第4に改修し、令和7年2月に完成し、現在は建設中の藤並公民館が完成するまでは1階を公民館、2階を学童保育として使用しています。令和8年1月より学童専用施設として利用開始の予定であります。御霊学童保育施設第2の移転及び第3の新設は令和7年11月に完成し、令和7年度3学期から利用開始予定であります。今後も引き続き児童

の増加については、常に状況を把握するように心がけてまいりたいと思います。

次に、本町の都市計画では、防災機能の向上を図り、安全で安心できるまちづくりを進めるため、安心して遊べる公園、子供から高齢者まで利用できる憩いの公園としての機能を有し、災害時には周辺地区から避難者を収容し、避難者の生命を保護する避難地及び地域住民の集結場所、消防救護活動の拠点など、防災広場として機能を有する都市公園の整備を、引き続き検討していきたいと考えております。

次に、農業及び排水対策についてでありますけれども、町内の宅地化が進んでいる地域においては、令和5年度に決定した農業振興地域の全面見直しにより、住宅の間に点在する農地についても産地形成を図る上で、確保することが重要な農地であると位置づけ、農用地に編入し、農用地の拡大を実施いたしました。それにより農業に関する様々な補助事業を活用しながら、持続的な農業が営める農地が現在増えてございます。

また、農地は豪雨のときに雨水を一時的にためることができるとともに、地下浸透の機能も兼ね備えていることから、防災面での役割も担っており、そうした多面的機能の維持を行う組織も町全体で3組織増え、現在51組織により農地や水路などの保全に取り組んでいただいております。それ以外の水路についても、令和4年度から令和6年度におきまして、町道関連施設では46か所の排水路の改修を行いました。農地関連施設では、小規模土地改良事業や農業水路等長寿命化・防災減災事業により7か所の用排水路の改修を行っております。また、雨水対策についても、令和7年度から浸水想定区域図の策定業務を皮切りに、順次事業に取り組んでまいります。

次に、新生児が増えることによる医療機関の対策につきましては、有田川町全体の出生数はここ数年間を見ますと年間170人前後で推移しており、横ばい傾向であります。一方で、有田川町には小児科が2か所、小児科を標榜している医療機関も4か所あり、現在のところは対応できていると考えております。

また、産科については、町内に2か所セミオープンにより妊娠8か月程度まで外来診療を行う医療機関があるほか、令和6年4月に有田市糸我地区に分娩を取り扱う医療機関がオープンし、分娩についても有田圏域内で対応できるようになっております。

次に、転入者に対する対策につきましては、住民課ではワンストップで手続きが終えられるよう対応できる範囲で他課の手続きについても行っており、必要な情報についても御案内できるように努めています。

また、令和6年中は転出が多く、町の人口の減少が大きくなっておりますけれども、30代から40代の子育て世代の人口は、他の世代に比べて減少が大変少なくなっております。税務課では、令和2年度から住居を新築し居住される町民の方に、すまい給付金を給付しています。令和6年度までの5年間で合計467件の対象者があり、438名の方がアンケートにお答えしていますが、町外出身の方はそのうち190名であります。有田川町に住宅を新築する理由といたしましては、交通の利便性がよ

いことや津波の心配がないことなどが挙げられております。

続いて、人口減少地域の施策でありますけれども、人口が減少している地域の高齢者の世帯等への対策につきましては、高齢者を中心に医療機関への通院が困難な方が一定数おられることは承知しております。コミュニティバスやみんなの定額タクシーを移動手段として御活用いただいているところではありますが、さらに住民ニーズに対応した運行整備に地元住民及び関係機関と連携を図り、一部路線に令和5年4月よりデマンド型のコミュニティバスを導入しております。

また、令和5年10月から買物支援策といたしまして、移動販売の事業も行っており、地域を定期的に巡回することにより地域住民の見守りにも役立っております。令和7年4月からは、清水の一部地域で公共ライドシェアの導入を予定しており、交通施策のさらなる充実に努めてまいりたいと思います。

また、町内には往診可能な医療機関が14か所あり、通院が困難な方には往診により対応していただけることから、引き続き状況を見守りたいと考えております。独居世帯や高齢者のみの世帯も多く、どの地域においても介護保険制度によるサービスを受けられるよう体制の維持に努めてまいります。また、身近な場所での地域交流の推進と相互の見守り強化のため、住民同士が自由に集えるサロンや運動グループ等の活動も支援しております。

公的施設等の維持管理対策についてであります。廃校など用途を廃止した公共施設については、地元区や地域の団体、社会福祉法人等に貸し出すなど、有効活用も図っております。また、老朽化により危険であったり、他の用途への利用が難しい建物については、随時解体撤去を行っております。

次に、道路の維持管理につきましては、道路の修繕、支障木の伐採、安全施設等の設置は、これまでどおり行っていきたいと考えております。令和6年度からは、社会資本整備総合交付金事業の防災・安全交付金の事業採択を受けて、町道の路面補修事業に取りかかっており、主要町道及び現状で傷んでいる町道28路線をピックアップし、路面性状調査を行った上で詳細設計を実施しております。令和7年度では、路面補修の必要があると判断された23路線で個別施設計画を立て、優先順位をつけて随時補修工事を実施していきたいと考えております。

また、町で管理している橋梁は現在711橋、トンネルは3か所ありますが、国庫補助事業の道路メンテナンス事業の中で橋梁は5か年に分けて毎年点検業務を行い、トンネルは5年に1回点検業務を実施しておりますが、その中で改修や補強・補修する必要があると判断されたものは、長寿命化事業で工事を実施しております。

次に、農業における耕作放棄地対策につきましては、令和4年度から町単独事業として耕作放棄地再生事業にて支援を行っており、現在まで約3ヘクタールが再生され、県の遊休農地リフォーム事業においても約7.8ヘクタールの遊休農地の再生を行っております。耕作放棄地の再生支援は、意欲ある農家の事業拡大や新規就農者の農地

確保の手段としての活用が見込まれ、さらに周辺農地の鳥獣及び病虫害による被害への対策となり、その結果、生産基盤の維持にもつながることから、今後も継続し取り組んでまいりたいと思います。

その他の施策といたしましては、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業の直接支払制度による農業生産維持活動など継続し取り組んでおり、今後も引き続き農地の維持に努めてまいりたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

過去に行った一般質問への答弁内容、その後の経緯結果はについてでございますが、令和４年第３回定例会で保育所児童や小中学校の児童生徒が登校中に災害が発生したとき、どのように対応するかという一般質問をさせてもらった。そのときの答弁は、保護者が対応できないときを想定し、各施設で対応できるようマニュアルの作成や訓練を実施することだったが、その後、これらの経緯結果はどうなったのかにつきましては、こども園、学校学童保育では、児童生徒の生命の安全確保を第一に、危機管理の視点から火災、爆発、地震、風水害、不審者等、それぞれに対応した内容で作成されており、訓練も定期的に実施しているところでございます。

御質問いただいたマニュアルが実態に即したものであるかについてですが、マニュアルは基本的な対応を示したもので、状況により柔軟な対応が必要であると認識しております。特に令和５年６月２日、台風２号の影響による線状降水帯発生による大雨以降、大雨や暴風雨などが事前に予想できる場合は、警報発令前に臨時休校措置を取るよう見直しました。また、大雨で学校周辺の道路が冠水した場合、下校するのが安全になるまで学校で待機し、全児童生徒を保護者に迎えに来ていただくということといたしました。

次に、通学中の安全対策についてですが、例えば登下校中に震度５弱以上の大地震が発生した場合、自宅か学校の近いほうに避難する、自宅に家族がいない場合は学校に向かうことを基本としています。ただし、その場合の状況により安全確保を最優先にさせていただく必要があります。日頃よりブロック塀や石垣や古い空き家のそばなど、危険な場所に近づかないようにし、自分の身は自分で守る指導をすると同時に、各御家庭で災害時に家族が集合する場所を決めておいていただくようお願いしているところでございます。また、登下校中に急な災害等が発生した場合は、関係部局と連携を取りながらその状況を確認し、情報発信を保護者の方に行っていくこととしております。

このたび令和６年４月より全小中学校に緊急連絡システムを導入し、保護者があらかじめ登録したアドレスにメールで緊急情報を一斉配信するシステムを整えています。

これにより教育委員会や学校から保護者宛てに必要な情報を即座に発信することが可能となっています。また、緊急連絡システムは災害時において、学校から保護者に児童生徒の安否確認をするためのアンケートを配信し、確認することが可能となっています。この緊急連絡システムは、大災害を想定して設計されたもので、さきの能登半島の大地震でも問題なく運用できた実績があるため、今後、有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

ほか、補足説明は。

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

殿井議員が補足説明を先せよということでもありますので、私からは総務政策部の関係のことのみに補足説明させていただきます。あとの補足説明がある部長につきましては、順次登壇させていただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、平成18年1月1日、合併いたしました。来年の新年度は20年の節目を迎えます。そうした中で、令和5年第1回の定例会で殿井議員御質問の計画的にどのようにしてきたのであるか、そして今現在どういう段階であるのか、またこれからどうしていくのかというのを問われたように記憶してございます。その中での答弁に関することといたしましては、総務政策部関係では、もちろん殿井議員もよくおっしゃるところであります元の吉備地域については、人口が増えています。学校なんかでも皆様方の協力をいただきまして、教室を増やしたりという対策を取ってございます。総務関係におきましては、いろんな施策をやっております。

そして、人口が急激に減っている地域もございます。その地域につきましても、まず平成18年からは、交通空白地をなくすということでコミュニティバスをしています。その翌年には、清水地域につきましても、今まで合併以前から運行していた福祉バスを目的はどこでもいい、福祉バスについては医療機関であるとかという目的が定められていますけれども、コミュニティバスにしますと買物にも行ける、行政機関へも行けるというところで利用価値が上がると考えまして、早急に福祉バスをコミュニティバスに変えてございます。

議員の御質問をいただいてからは、そのコミュニティバスも乗らない路線、増えてきてございます。そうした中で、有効的に運行できるように、予約というひと手間はかかるんですが、デマンド型のコミュニティバスに変えている路線もございます。そして、運行は今でもしております。

あとみんなのタクシーというところで、皆様も利用してくれています。あとお年寄りなんかでいきますと、買物が不自由やというところで、民間の業者の方も移動販売には来てくれるのですが、そこまで行けば採算合わないよという境界点がございます。

その境界点を越えて買物支援というところで施策を打ち出しまして、買物支援も殿井議員の質問以降やっております。

あと来年からは、ライドシェアという形で、ほかの議員から令和5年の第1回定例会の後の質問にもございましたけれども、どうしていくんなというところでライドシェアを取り入れるように今計画しております。地域公共交通会議等も整いまして、ドライバーの協力も10名程度確保できております。今は運行管理会社等々と話を最終詰めて、この4月から運行開始できるように準備を整えております。運行していけば、何らかの要望、何らかの問題点というのは出てくると思います。それにつきましては、利用者もしくはドライバー、運行管理会社、そこからいろんな意見を頂戴しながら充実させていきたいと考えております。また、利用される住民の方にとっては利用しやすいような、また生活に支障を来していることがあればそれで解決できるような交通施策になっていけばと考えております。

あと公共施設の維持管理の件についてでございます。町長の答弁にもありましたが、危険であるとか、有利な利用が見込めないであるとかというところについては、順次取壊しを予算化させていただいて、少しずつではありますが解体しております。また逆に、今借地でやっているところにつきましても、また買取りしていくほうが有利であると考えたところは打診して、地権者の方の意向を聞きながら買収して、長い目で見て町が得なように考えていきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

福祉保健部のほうからは、人口増加地域の施策としてという中で、まず新生児のための医療機関対策、こちらについてでございます。前回の答弁の内容につきましても、現在のところは対応できているという答弁であったんですけども、あまり変わってなくて、新生児については町内に小児科が2か所ございます。小児科を標榜する医療機関についても4か所ございまして、また小児科とかを標榜していなくとも、内科のお医者さんで小児の予防接種などを行っていただいている医療機関もございます。そういったことにより、現在のところは対応できていると考えているところでございます。ただ今後、新生児が著しく増加してきた場合、現在の小児科や医療機関での対応が難しくなってきた場合などにおきましては、県や医師会などと協議しながら小児科医の招聘に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

続いて、産科についてでございますけれども、町内の分娩を取り扱う医療機関というのが令和3年12月で分娩の取扱いを終了したところでございまして、有田川町にとっても分娩の取扱いを行う医療機関の誘致というのは大変大きな課題となっておりまして、令和4年2月から有田市立病院で分娩が再開されたものの、有田川町からは

かなり距離があるといったことから、懸案事項となっておった次第でございます。その後、有田市長のほうから有田郡各町の首長宛てに有田地域の分娩継続と共同支援についての提案がございまして、賛同を得た上で産科医の誘致が進められてきました。令和6年有田市の糸我保育所跡地に新しく産科の分娩を取り扱う医療機関がオープンし、有田1市3町で協働して支援のほうを実施しているといった状況でございまして、産科につきましても有田圏域内で分娩の取扱いができる状況となっております。

続いて、人口減少地域の高齢者世帯などの対策についてでございますけれども、町内には往診可能な医療機関が14か所ございます。通院が困難な方には往診によりきめ細かい対応をしていただいているところでございまして、また医師会との連携を深めていく中で情報交換や協議などを行いながら、必要時に必要な医療が受けられるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

高齢者福祉対策につきましては、人口減少地域につきましては、独居世帯や高齢者のみの世帯が多くなっており、きめ細かい対策が必要と考えておるところでございます。介護保険制度によるサービスについては、どの地域においても受けることができるよう体制を維持する努力をしてございます。介護保険サービスだけでなく、身近な場所で地域交流の推進と相互の見守り強化のため、住民同士が自由に集えるサロンや運動グループ等の活動など、介護予防事業に力を入れておるところでございます。

また、認知症の理解を深めるサポーター養成講座の実施や啓発を行うと同時に、適切に医療や介護につながるができるよう関係機関と連携しております。このほか民生委員さんの御協力の下、独り暮らし高齢者等地域で気になる家庭を定期的に訪問していただいているほか、日常生活の延長線上的見守りをしていただける地域見守り協力員など、地域での見守りを強化しております。加えまして、社会福祉協議会との連携やJA、郵便局など見守り協定を結び、訪問時などに異常を発見した場合の連絡体制も整えておるところでございます。設置要件はございますが、緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための安心システム事業についても実施しているところであります。今後も様々な地域課題に対応するため、引き続き関係部署だけでなく社会福祉協議会や介護事業者等と連携しながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

それでは、産業振興部の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、人口が増加している地域や集落間に点在する農地につきましては、農地の保全是産地を形成する上においても重要であると認識しております。以前より町全体で3組織が増え、町内51組織で多面的機能支払交付金を活用していただき、地域の皆様に農地の維持保全に取り組んでいただいております。また、令和5年度に決定し

ました農業振興地域の全面見直しにより、国等の補助金が活用可能となる農用地区域の範囲も増加しております。今後においても、人口増加地域における限られた農地の有効活用について、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、山間地における耕作放棄地についてでございますけども、高齢化などによる農業人口の減少、また鳥獣被害などが大きな要因であると考えております。本町は有田みかん、ブドウ山椒の産地でございます。産地維持を図る上でも農地維持対策としての耕作放棄地の再生は重要であると考え、県事業のほか町独自の支援にも取り組み、現在まで町、県の事業により10ヘクタールを超える遊休農地の再生を行っております。このほか農業者の確保、これにつきましては町独自の親元就農の支援を令和2年度から行っており、現在までで19名の方に支援を行っております。このほか鳥獣害対策につきましても、町独自の支援を行っており、これらの支援が産地維持につながる事業であると認識しております。今後につきましても、しっかりと山間地における農業振興にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

それでは、教育部より補足説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず1点目の災害対策についてから御説明申し上げます。

これまでの対応では、警報が発令されてから臨時休校の措置を取っておりましたが、現在は前日の段階で明らかに警報が発令されることが予測できる場合は、警報発令前に臨時休校の措置を取っているところでございます。仮に登校後に警報が発令された場合の対応といたしましては、今後の風雨の状況について情報収集をすると同時に、通学路の状況を見て回り、これからさらに雨量が増える可能性がある場合、また通学路が冠水して危険な場合は、保護者に迎えをお願いしております。その際、保護者が迎えに来られない場合、また車でも道路が冠水して通行が危険な状況である場合は、児童生徒をそのまま学校において待機させることといたしております。

また、雨が小雨である場合や通学路の安全が確認できた場合は、緊急連絡システムを使って保護者の方に警報が発令されたので何時に下校するという連絡をまず入れ、集団下校をさせます。その際、教職員は校区内のポイントポイントに立って、児童生徒が安全に下校できるよう見守りをいたします。その中で再び気象状況が急変する場合も考えられますので、平時より通学路が冠水した場合を想定し、安全な別ルートを通り下校する訓練等も今後は取り入れてまいりたいと考えております。

また、新しい取組といたしまして、急な警報時の発令があった場合、学校教職員だけでは対応が困難な状況となる場合がございますので、教育委員会事務局職員もすぐに学校へ応援に駆けつけることといたしております。

次に、２点目の人口増加地域の施策について補足をさせていただきます。

先ほど町長の答弁のほうで説明させていただいた中で、追加といたしまして、新藤並公民館は令和８年１月より利用開始となります。駐車場につきまして、これまでは１１台でございましたが、２８台駐車できる広い駐車場を完備させていただく運びとなっております。住民の方々には今後利用がしやすい公民館となりますので、お知らせさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

建設環境部から補足説明させていただきます。

まず、人口増加地域の施策として、避難場所の関係なんですけど、以前から防災機能を持った都市公園の整備に取り組んでおります。引き続き取り組んでいきたいと考えております。

排水対策ですが、継続的に排水路改修に努めております。より多く対応できるように取り組んでいきたいと考えております。令和６年度、令和７年１月に公共下水道と農業集落排水の統合が終了し、下水道整備が終了しました。平成１９年につくった雨水計画があるんですけども、それから現状が大きく変わっております。前につくった計画で使えるものは使いながら、現状に即した計画をつくって令和７年度より雨水対策に取り組んでまいりたいと考えております。それと併せて、有田川、天満川、鳥尾川、ほか河川の流下能力の向上が大切と考えておりますので、引き続き関係機関に要望を続けてまいります。

人口減少地域の施策として、今までどおり道路の維持管理に努めてまいりたいと考えております。最近、現在のところ町道の廃道等はありませんけども、人が通られているということは管理をしっかりしていかなあかんと考えておりますので、その辺も気をつけていきたいと考えております。

あと最後になんですけども、人口減少地域、どうしても災害が起これば孤立する可能性が高くなってきますので、その辺も含めてしっかり対応できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

住民税務部からは、転入対策の窓口での対応についてお答えさせていただきます。

窓口に入入者が来られますと、このような袋を出して、例えば有田川の防災行政ナビの仕方であるとか、ごみの出し方、有田川町のガイド等を配らせてもらって、１回

で処理が済むように対応しております。

私からは以上です。

○議長（谷畑 進）

清水行政局長、中谷芳尚君。

○清水行政局長（中谷芳尚）

少しですが、私、清水行政局長から人口減少地域の元ですので、1つ答弁させていただきます。

我が清水地域行政局区域は本当に人口が減っている地域でございます。産業振興部長もしゃべっておられましたが、うちの地域で中山間の直接支払いの事業は八十幾つある中の十幾つがうちでも取り組んでいるところです。18ほどやったかな。それに関しては、今ちょうど実績報告をいただいて、また第6期の対策に向けてやり始めようとする年になるんですけども、各地域の集落の方々に頑張ってやっていただきたいと思っております。

あと井上部長からも出ましたけども、高齢者福祉対策とライドシェアの話がございました。今度、清水地域から花園地域に向けての国道沿いに関連しての対策になるんですが、行く行くはまたほかの路線バスが走っていない路線とかでも、要望があれば場所を増やしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

補足説明は終わりました。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

大したもんですね。部課長には通告してません。突如これに関連して通告した質問に対して町長答弁、教育長答弁をいただく。各々通告せんでもこの議題へ載ってます。これに対してどのくらい部課長が勉強なされているか、急遽振られても、これ通告してますんで、通告に載ってますんで、部課長はどんな答弁をしていただくかという格好で急にここで思いついて振りました。そやけど大したもんですね。きっちりした答弁が戻ってきます。これ通告という格好ではしてますんで、当然その覚悟をした上でみんなが勉強していただいている。

もう私、80になる。椿原みたいにバイタリティがないんで、1個の質問でようさん答えてくれるのが楽なんです、正直言うて。一応こういう経緯結果もいいかなという格好で質問をさせていただきました。その答弁を、さすが部課長、きっちりした答弁をいただいております。この答弁は副町長、よそ見してますけども、この答弁を聞いていかがですか。

○議長（谷畑 進）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

ありがとうございます。人口増加地域につきましては、答弁にもございましたように、子供さんも増えてございますので、やはり教育だとか子育て支援のための環境整備を図っていかなくてはならないものでございますし、雨水対策も大変重要な課題だろうと思ってございます。それから、就労先の確保というのにも必要になってまいりますので、企業支援や、それから企業誘致ができるようにアンテナを張ってまいりたいと考えてございます。

それから、減少地域につきましては、減少地域は中山間地域になってまいりますので、ミカンやブドウ山椒を中心とした農業の振興、受入れ協議会の皆さん方にも御協力をいただいておりますので、今後とも引き続いて御協力いただきながら農業振興を図っていききたいと思いますし、林業につきましても森林環境譲与税を活用した事業、町としての事業も増えていってございます。林業振興センターや活性化協議会の皆さん方とも連携を図りながら進行を図ってまいりたいと思ってございます。

それから、観光というのは大変大事なので、観光振興を図る中で、そして関係人口を増やして行って、しるにしを中心として移住定住に向けた対策も図っていききたいと思いますし、それぞれの課題もあつたかと思ひます。その課題解決に向けた取組も進めてまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

踏み込みます。教育関係の質問に対して、踏み込んだ質問をさせていただきます。

まず、今までの経緯結果、防災に対してでも、保護者に対してでも、子供さんに対しても、この前の質問より対応していただくということには御答弁いただきまして安心しております。まず、子供さんというのは一番安全対策というのは大事なんです。

冒頭に質問させていただいたように、まずマニュアル、これそっちのほうで計画してくれていると思います。でも線状降水帯が起こって警報が出て、そのときに自宅へ待機している状態であれば安心なんです。ただ学校へ登校しての途中、朝登校して昼から警報が出て何したと、急遽ここで学校に維持させるべきか帰すべきかという格好でこのマニュアルをこしらえて、冒頭で質問したように、子供さんを先生がある信号のところまで送ってきたと。その信号のところまで送ってくるのはマニュアルでそういうように書いてるんで先生が送ってくれたと思いますけど、そこから低い地帯で農免道路ということ、御霊小学校のことを仮定して今質問をさせていただいています。

時に御霊小学校から出てきたら、どんどん広場から下ってくるところに信号がございます。その農免へ入る道と、今県道のバイパスへ行く道と、もう一個手前に、部長が調べていただいたと思いますが、学校の手前に徳伝寺へ上る道、ここは一番安全

な、水路は全然ない道なんです。雨が降って線状降水帯になっても十分安全を保てる道なんです。だから、そこらの配慮をしてもらって、その農免へ行ってる子供さんをそこまで送ってきたんですけれども、その農免へ帰ろうとしたら農免は低い、側溝と道路が分かりにくくなってます。そういう関連のときに、その子供さんは信号まで先生が送ってくれたんですけど、そこから通常の道を行ったら、今度は側溝と道路が分からんようになって、子供さんが立ち止まったんです。たまたまそれを住民の人がこれは危ない、そこを通ったらあかんさかいに、その農免へ帰らんとこっちのバイパス、今エバーグリーンのほうですね、エバーグリーンのバイパスを帰りなさいと安全なほうへ疎通してくれたんです。

それでよかったんですけど、仮に農免をそのまま帰ってたら、側溝と何が分からんのでどないしていいか分からんで立ち止まって難儀してる子供さん、そのままの状態になるんですよ。そのときに先生がわざわざ信号まで送ってきてるのに、ここは危ないさかいにこの道を帰りなさいと。平生から来てる道じゃなしに、1個レイアウトしてそのバイパスのほう、エバーグリーンの坂道を上がっていけばそういう危険性がないので、そういう指導を含めて、今の部長の答弁を聞いたらそういうようにやっていただいているという経緯結果を答弁いただきましたんで、それ以上は言いませんけど、そういう面もあるんで、結局、登校してからの後も仮に警報とかそういう何が出た場合に、それをどう対処するかということ、しっかりと何して、これからのマニュアルとかそういうことの指導をやっていただければと思いますんで、今後の対策を部長のほうからいかがですか、こういう対策。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

殿井議員の御指摘のとおり、今後は登校した後の緊急で子供を帰らせる場合の対応につきましては、まず教職員が学校の中におるだけではなくて、学校の外へ出て状況をつぶさにまず見るのが肝要かと思われますので、状況を見て、安全だと判断したときに集団下校をさせていくということで対応させていただきたいと思います。これまでの判断は、なかなか外の状況を関係機関と連携を取りながら情報収集するところまで至っておらなかったように聞いておりますので、今後は改善していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

そういうことなんですね。

今の答弁で感じたことは、やっぱりその対策はしてくれていると。そやけど、どの

道を登校していく、今度は下校する、仮に線状降水帯が起こって緊急事態が起きているというときに、帰らせるのもいいんです、事が起こる前に帰らせるのはいいけど、どの道を通して帰らせればいいかというこの下調べ、平生からどんな対策を取ってどういように対策をしようかと。今、例に挙げているどんだん広場から下りてくる信号のこの農免というのはどんと低いですね。ほかにその手前に徳伝寺へ行く道とか、3本道があるんです。そういう状況を調べて、このときに帰らせたいんですけど、仮に警報が解除になって、側溝にはまだ溝の加速の流れが残ってますね。解除してもね。そのときに帰すんですけども、この道の側溝には水の勢いがまだあると、そういうときにはこっちへレイアウトして、この道を帰すというそこらの下調べというんですか、それも十分行っているという答弁もいただきましたけども、なおかつそういうことは一番大事で、そういうことのこれからのマニュアルというのをよろしく願いしておきます。それはそれで答弁はいただかんでも結構なんで。

それと、清水の行政局長、僕が一番気になった前回の質問で、ライドシェア、これ4月から、今回予算が通ったらの話ですけど、また蹴られるおそれもあるんで、そこで笑わんといてください、そのライドシェア、これはもう肝煎りなんで、何か今日は開発公社の理事長も見えてますんで、これは理事長あたりに力を入れてくれよというような電話もして、これを先にライドシェアを取り入れてくれてという格好で、清水がせっかく新しい温泉ができていのに、新しい施設もできてお客さんもどんどん来ると、そういう向上でずっと来てるのに、足がないんだ、足が。あそこへ行って、どこへ行くのにもどうしようもないという格好で、何とか開発公社の理事長をはじめ行政局長も力を入れてもうて、町長何とかライドシェアの組織ができんかということで、今回の予算へ上がってますね。これを認めてもらうたら4月から行けるという対策を取っていますけども、内容的にどのような対策を取って、これから4月にどのような実行に移すのか、御答弁願えますか。

○議長（谷畑 進）

行政局長、答弁者には書かれておりませんが、よろしいでしょうか。

清水行政局長、中谷芳尚君。

○清水行政局長（中谷芳尚）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

ライドシェアに関しましては、現在、清水地区から安諦、花園の間についての運行をこの4月から開始しようとしているところです。ただ、今、井上部長からもお話がありましたとおり、10名の一般の方がLINE登録をして、利用者から運行会社への事前連絡があったら、それに対して運行会社からLINE登録された運転手さんらに一斉に配信をして、明日何時にどこどこへ行きたいというお客さんがおられるんで、運行をお願いできますかという形ですするようにしていて、それに対して私が行きますという登録を受けて始めていこうとしているところです。

料金に関しては600円、800円、1,000円という単価で、距離に応じてお支払いしてもらうような形を取っています。町からの支援で、運行会社から当初は3か月に1回程度になるかと思いますが、自分の車を使つてのライドシェアの運行なので、消耗品のタイヤであるとか、燃料とかの分をまた後日その方々にお支払いするということになっています。そんな形で、取りあえずは清水地区から花園までの間の話ではあるんですが、その後、各地区、ほかの枝谷の地区からの区長からの要請もあれば、それもまた追加でライドシェアに組み込んでいけるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

配慮いただきましてありがとうございます。

答弁者には入ってませんね。全般的にもう入ってる分、皆承知の上やという格好で配慮いただきました。今、後ろで行政局長と課長が打合せしましたね。課長、あんたが担当でやっていると思うんで、これ井上総務政策部長からあんたに指導して何してると思うんで、何かそっちの奥のほうで座ってるのは退屈そうなんで、一言そのライドシェアに対しての進行状況をお教え願えますか。

○議長（谷畑 進）

答弁者に課長は入ってませんので、井上部長、代わりに。

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

段取りについては、今、行政局長の答弁のとおりであります。ただ、これ交通の施策というのは非常に難しく、まず第一に安全でなければならないというところがあります。今回このライドシェアにつきましても、和歌山県でもし予算等々お認めいただきまして4月から開始できるとなれば、和歌山県下でもうちが一番早いと思います。ほかの京都でありますとかというところの先進地も視察していろいろ考えてはございます。ただ安全第一という点と、これから初めてのことでなかなか分からないこともあるので、取りあえずは今の段階で実証実験をさせていただいて、それから今後につなげていくというところで、少しこれも併せ、あれも併せということになしに、取りあえずは安全第一に運行を開始させていただきたく考えてございますので、その点本当によろしくお願いいたします。

段取りにつきましても、先ほども申し上げましたが、行政局長が答弁したとおりであります。そして、壇上からも答弁いたしました。地域公共交通会議というのを開催して、その内容について交通関係機関、運輸支局、運輸の関係の者、そして県の交通施策の者、そして地域の業者、運行に関わる業者、そして警察、行政、これだけを

一堂に集めまして会議は整うてはございます。4月から実証実験をさせていただきたく考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

2人目は断られました。ありがとうございます。

こっちも総務政策部長にするほうが筋論やなと思ってたんですけども、何か奥のほうで寂しそうに座っているんで、活気づけたほうが面白いんじゃないかなというような格好で何します。

それでは町長、まさか飛んでこんと思って後ろを向いてたんで。これ町長、この教育課の何の工事的な施設の問題なんですけど、これ大したもんですね。今やってる学校の施設の金屋の第一こども園をはじめ、今度は御霊の学童、それから藤並の公民館、公民館を移転させて、今度その公民館の後に学童を持ってくるというのは、藤並の小学校の周辺で学童がきっちり固まって粹やの、これ工事費だけでも大変な額ですね。これをやり遂げる教育課としては、教育部長にはお褒めの言葉を差し上げたいと思うぐらいこれ発展してますね。その指導に当たってるのは町長の決断。こういう施設をどんどんやっていただいて、発展につながるという格好で町長の手綱さばき、手腕が問われると思うんですが、今後こういうような組織的なことの考え、どこの他所に追っても今後どんどんやっていく考えはおありですかどうかお願いします。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

教育施設につきましては、僕は子供は本当に財産だと思ってまして、これも教育予算の一環としてまず施設の整備等々から始まって、これからも子育てについてはしっかりと頑張っていきたいなと思っています。

それぞれの地域の課題というのは違いますけど、多分子供の増えるところについてはまだまだこれからいろんなことが起こってくると思いますので、それに対応するべくみんなでワンチームになってやっていきたいと思っています。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

これ冒頭に申し上げたように、これもう全てもう質問が終わってることで、再質問で経緯結果を聞いている格好で質問させていただきました。自分なりに満足のいく質問に答弁していただきましたことに対して感謝申し上げます。

現在、今急遽こうぼんと振って、一応逃げ道として通告してない人にも答弁を求めましたけど、答弁もしっかりとしてくれてるんで満足した答弁をいただいたというこ

とで、今後ともよろしく願いして、質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

以上で、15番、殿井堯君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 11時46分

再開 13時00分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開します。

一般質問を続けます。

……………通告順3番 9番（西 弘義）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、9番、西弘義君の一般質問を許可します。

西弘義君の質問は、一問一答形式です。

9番、西弘義君。

○9番（西 弘義）

ただいま議長の許可を得ましたので、通告のとおり質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、災害対策についてであります。災害といってもいろいろございますが、自然災害や人的災害など、ほかにもいろいろな場面に接することがありますが、自然災害以外はほとんどがヒューマンエラーによるものと考えております。起因するものです。

それでは、自然災害には風水害や雪害、落雷等々いろいろございますが、そのほとんどがウェザーニュースやいろいろな媒体により事前に知ることができております。今の状況では、恐らくテレビのメディアとかそういうもので事前に知らされることは多々あると思いますが、一番厄介なのは地震でございます。来る南海・東南海地震の予知として海底にボーリングして感知部を投入し、ケーブルを敷いて地震度を感知して伝える、いわゆる対策を取っていますが、情報として知り得た時間と地震が起きた時間との時間差が大きければよいのですが、事実上はそうはいかないようでございます。

それでは、有田川町では地震発災時にはどのような対策を取るのか、またどのようにシミュレーションをしているのかの点で4つの質問をいたします。

1つ目として、南海・東南海地震の発災時には、有田川町の家屋の倒壊は一体何軒くらいを想定しているのかという点で質問いたします。

2つ目として、避難道路、避難場所の徹底をしていただきたいということでございます。先ほど同僚議員も質問をしていただいたわけなんですけども、我々は消防団員

の一人として活動しておるわけなんですけども、この避難道路、避難場所の徹底というものを各家庭にやっていただきたいということで質問をさせていただきます。

次に3つ目として、有田川町では災害対策車両が導入されておるんですけども、その車両に何人の消防士が必要なのか、また災害地への出向時には車両は何台、また何人必要なのかという点で質問させていただきます。

次4つ目として、災害対策車両導入により消防士の人員数が足らなくなっているのではないかとということが懸念されるところでございます。今でも恐らく人数不足になっておると思うんですけども、その点について消防長からもお答えをいただきたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、災害対策についてでございますけれども、近い将来、東海・東南海・南海地震の3連動地震や南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、有田川町では発災後の活動について、地域防災計画や職員災害時初動マニュアルに基づいて対応することとなっております。

県の被災想定では、東海・東南海・南海地震の3連動地震が発生した場合は、全壊棟数66棟、半壊棟数790棟、南海トラフ巨大地震が発生した場合は、全壊棟数890棟、半壊棟数3,200棟が予想されております。

避難場所については、町ホームページや町公式アプリにて周知を行っており、また令和4年3月に作成して各世帯に配布させていただいている洪水・土砂災害ハザードマップの中で、各避難場所の位置及び一覧を掲載しております。避難場所までの経路については、地域の自主防災組織の訓練において確認を行っていただいたり、御家庭にてハザードマップを基に避難所場所までの安全な避難経路について話し合っていたくなど、町としまして研修などを通じ啓発を進めております。

3点目、4点目につきましては、消防長から答弁させます。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

西議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、3点目の御質問の災害対策車両として、消防本部に拠点機能形成車が今年1月に総務省消防庁から1台配備されまして、この乗車定員につきましては3名となっております。基本的にこの車両は地震等の大規模災害時に被災地での緊急消防援助隊員の後方支援を行う車両となっており、現地では緊急消防援助隊和歌山県大隊隊員の

食事準備やテントの設営等を行います。

次に、被災地へ出動する車両及び人員につきましては、当消防本部は、現在、緊急消防援助隊和歌山県大隊としてタンク車、救急車、拠点機能形成車の３台を登録しておりますが、被災地の被害状況や規模等に応じ、当消防本部と県と代表消防機関で調整し、出動させる車両と人員を選定することになっております。

４点目の拠点機能形成車の導入により人員が足らなくなるのではないかとしましては、先ほど説明させていただいたとおり、出動させる車両及び人員につきましては、災害が発生した都度、代表消防本部と調整することになっておりまして、その際は通常の消防業務を遂行可能な最低限の人員を確保した上で派遣するため、この派遣中は毎日勤務者と隔日勤務者を合わせた人員で対応することになっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

９番、西弘義君。

○９番（西 弘義）

町長、ありがとうございます。

１つ目として、南海・東南海地震の発災時には、有田川町の家屋の倒壊は何軒くらいを想定しているのかということで再質をさせていただきます。

県の想定では、３連動地震の発災時には、全壊は６６棟、半壊は７９０棟、南海トラフの巨大地震の発災では、全壊８９０棟、半壊が３，２００棟とお答えをいただきましたが、３連動の発生時と南海トラフ巨大地震では被害棟数が大きく違っておるんですが、これは一体何が原因でこれだけの差があるのか教えていただけますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

西議員の御質問にお答えさせていただきます。

地震のエネルギーが違います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

９番、西弘義君。

○９番（西 弘義）

エネルギーの違いは、ほぼほぼ皆さん方御存じだと思います。ですが、この３連動と巨大南海トラフ地震はどれぐらいの差があるんですか、お答え願えますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

３連動で８．７、南海トラフで９．１という数字でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

ありがとうございます。

なかなかちゃんとお勉強ですね。そういうことでございますけども、我々としても地震というものに対しては身近な問題でありますし、またいろいろと考えていかなければならない、また町としても対処の仕方、いろいろお考えいただかなければならないし、また我々議会としてもそれに対して前向きに町民の安心・安全を担保するために頑張っているところでございますけども、その点でも再質問をさせていただきます。

有田川町の3地区、清水、金屋、吉備での全壊、半壊の棟数は今現在分かりますか。分からなければ、また後でもよろしいですけども、40年ぐらい前に建築基準法が変わり、今またこの4月より建築基準法が変わろうとしております。耐震基準が厳しくなります。有田川町は合併して20年になろうとしています、人の移動が多くなり、清水、金屋、他町からの吉備への新築移転が増えてきております。さきの阪神・淡路大震災、能登半島の震災では、古い家屋がばたばたと倒れているように映りました。テレビ等々の中でそのように映ったわけでございますが、吉備地区への移動により清水、金屋とかそこへ残してきた家屋の倒壊数が多くなるように思ったので、倒壊軒数が各地で何軒になるのかを確認しておきたいと思っておりますが、分かればの範囲内で結構ですが、お答え願いたいと思います。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

この災害の避難者想定数もしくは倒壊数、半壊数というのは県の指標です。県は災害対策室という組織を持って、専門家が調べてやってくれています。うちもその規模で調べれば分かるのかもしれませんが、うちはデータの的にその旧町単位でどれだけのというのは把握してございません。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

井上部長、清水地区においては、今この場で申し上げるのも大変失礼かと思われませんが、過疎の町と化しております。そこで、吉備地域に向いて、今の建物を残してから移転をして、吉備地区としては大変発展しているわけですけども、残してきた清水の家屋、これに対して3,200棟の半壊とかになっておるわけですが、清水地区、金屋地区においてその半壊・全壊を把握しておかなければと思っています。

また、先ほど申し上げたとおり、約40年前に建築基準法が改正され、途中でもあ

りましたけども、今年4月からも建築基準法で耐震がより厳しくなってくるように聞いております。そこで、この吉備地区というのは20年前に合併をしてから新しい家屋が建っておりますんで、恐らく地震対策をされている家屋がたくさん建ってきたと思います。そういうことで吉備地域では旧の家屋以外に新しい家屋、これが物すごく増えてきているということの中で何軒か、3, 200軒という数字が本当に当てはまるかどうかということを知りたいわけなんです。いずれにしても、この数字が県の話の中であって、実質的にこの有田川町、清水、金屋、吉備において、これが本当に数字的に当てはまるかどうか精査していただきたいなと思うわけなんです。

なぜなら、今申し上げたとおり、吉備地域は本当に新しい家屋が増えているんです。そこで、本当に吉備地域、有田川町では3, 200軒の半壊があると言われているんですけど、その半壊ということの中で、本当にさっきも言うたとおり、当てはまるかどうかだけ教えていただきたいんです。県もそうですけども、町として分かる範囲内で結構ですので教えていただけますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

今の段階では、有田川町が発災したときに、最高どれだけの半壊棟数、全壊棟数がある、それに備えて避難所を設置したときには、この前も予算を認めていただきましたけれども、雑魚寝防止のために簡易なベッド、また一番大事なトイレ、そして常備食、これを備えておくということでございます。

算出の根拠につきましては、もう県を信じ切っております。ただ議員おっしゃるとおり、その根拠は何か、大きな間違いはないのかというのは、ただす必要があると思いますので、県にまた確認して、また議会のほうへもお知らせしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（谷畑 進）

9番、西弘義君。

○9番（西 弘義）

部長、よくお考えのことですね。

この防災ということに関しては、基本がそれなんです。それをベースにしていると考えていかなければならないので、何軒が倒壊するのか、半壊するのかということを、また県にお尋ねして、そのお答えをいただきたいと思いますので、その点をまたよろしくお願いします。

続きまして、2問目に移らせていただきます。

避難道路、避難場所の徹底をということで質問させていただきます。これについては、さきの議員も申し上げたとおり、避難場所、避難道路というのは皆が確実に分かってくれているように町執行部としては思っておられるか知りませんが、いかに

せん忘れがちなもんなんです。だからこそ町民に対していろいろな啓発をやっていた  
だきたいと思いますので、お答え願えますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

先ほどの長の答弁でもありましたとおり、洪水・土砂災害ハザードマップというの  
を作成してございます。それを各戸配布してございます。ただ、本当にその具体的な  
避難経路というのは、議員おっしゃるとおり、日々自分の家にいてたとき、自分の耕  
作している畑へ行ったとき、また子供さんでありましたら通学途中、家を出たところ  
であるのか、学校の近くであるのかというのでも、また発災した時点で考えなくては  
ならないと思います。そうしたことを想定して、御家庭で話し合っただけたりす  
るというのが非常に大事になってくるかと思います。そうした啓発を今後も繰り返し  
行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

ありがとうございます。

次に再質問をさせていただきます。

令和4年に配布されているとするハザードマップなんですけども、配布から約2年  
を過ぎようとしておりますが、これは毎年するんですか。それとも何年かに一度の配  
布を考えているんですか。お答え願えますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

毎年とか2年に1回とかというのは別段定めというか決め事はございません。ただ  
先ほどからもお話ししておき、県の被害想定が変わったり、何らかの変化があ  
ったときには早急に作り変えて、またその時代に合わせて皆様にお示ししたいと思  
います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

人間というのは煩惱の生き物です。忘れます。そして、冷蔵庫の前にそれを貼っ  
てるとかするんですけども、1年もたてばほとんど忘れてしまうんですよ。そういう  
ことを踏まえて、1年に一度とか2年に一度、町民の安心・安全を守るためには、そ

ういうこともやっていただきたいと思います、それはやっていただくことは可能ですか。可能ではないんですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

ある程度の予算を伴うことでありますので、今即答せよというのはちょっとできないですが、議員おっしゃるとおり、何回も何回も繰り返しいろんなことをしていく必要がこの防災に関してもあると思います。ちょっと検討させてください。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

何度も申し上げます。町民の安心・安全、生命を守るという観点からしたら、そういう配布をぜひともやっていただきたいと思います。また町長にもお願い申し上げます。これは町長もいつもいつも言われているとおり、安心・安全、町民の生命を守るということを常々言ってくれておりますので、その点に関しましてどうか配布のほうをよろしくお願いしたいと思いますので、いま一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

西議員、防災について非常に興味を持ってくれて大変うれしく思います。配布については、そんなに毎年毎年同じものを配布しても効果がないと思うんで、とにかく防災については本当に大事なことで、西議員も消防団員として日夜頑張ってくれていると思います。

この自主防災組織、これもほとんどの字にできてます。この防災組織を通じて毎年毎年訓練を行って、こういった避難場所の確認であったり、避難経路であったり確認をしてもらっておりますんで、またいろんな機会を通じて避難場所とか地震の恐ろしさというのを地域ぐるみで考えていただけたら。

避難場所については、町が指定したところはもちろん避難場所になるんですけども、まだまだ字だけで考えて、この字やったらあそこまで、西議員のところやったら御霊小学校まで行かんでも、自分のところの近くに空き地があったりそういうことがあるんで、僕はやっぱり自主防災組織を通じて日頃の訓練というか、それが大事だと思います。

もちろんハザードマップについては、部長がおっしゃったとおり、県の想定が変わったり、地震の想定が変わったり、都度都度また新しいものを出していきたいと思いますが、まずは自分たちでしっかりと防災意識を高めていただくということが大事ではないかと思っております。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

発災時には、まず自分の命を守る自助、次にあるのは共助、共に助け合う、その気持ちが必要です。最後に残るのは公助、例えばテントを立てるとか、そういったことが最後の公助ということになります。だからこそ発生時における周知の徹底、これを各家庭においても、今先ほど申し上げたとおり、皆が集まるところ、冷蔵庫の前とかそういったところにその配布されたものを貼り付けるとかいうことの啓発をやっていただきたいと思います。お答えをお願いします。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

毎年9月頃でしたか、広報へも今、西議員おっしゃるところの自助、共助、この大切さというのを盛り込んだ特集記事にしています。その中でもちょっと自慢も入るんですけども、それを取り上げた記事が広報で全国で取り上げられたこともあります。それだけいろんな災害を受けたような、阪神・淡路大震災を受けた人、もしくは東北の大震災を受けた人、聞いたらやっぱり日頃のその備えというのが一番大事である。常日頃の自助、共助、自分の命は自分でまずは守るというところの西議員が今おっしゃっていただいたことというのは非常に大事に思っていますので、広報は欠かさずやっていきたいと思います。

また、区長会の中にもその意識の高いと申しますか、コロナ禍がまだ2類の時点から、2類のときに災害が起こらないということはないんやというところで、自主防災組織も交えて訓練、防災運動会という形の訓練をやっている地域もあります。そうした中の啓発というのも怠らずやっていきたいと考えております。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

町としてそのような取り組み方をしているのは、非常にありがたいと思います。これからも町民に発信できるような体制を取っていただきたいと思います。

この地域の自主防災組織の訓練の啓発というのなんですけども、これはもっと進めいただき、訓練をやっているのを確認していただき、家庭においても話し合うための資料の配布というのを、先ほどと重なるんですけどもその資料、どのように話し合いをするのか、また各区においても避難の仕方とか、清水には清水の避難の仕方とかあるでしょうし、また金屋には金屋の避難の仕方、これもあるだろう。吉備においては平野地区であり、どのような避難の仕方、そういうこともありますので、各区の区長並びに訓練をやっているときにはそういったことも重ねて確認をしていただくとかや

っていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

今議員おっしゃったようなことというのを区長、もしくは自主防災組織の代表の方と連携を取りながら進めていきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

やはりこの訓練を、各区の自主防災組織というので機能している区がいっぱいある。その反面、また何の機能も果たしていないというような区もあるように聞きました。そういうことのないように訓練をしているか、していないか、そういうことの確認をやっていただいて、訓練をすること自体が素晴らしいことだということを区長なりに通達していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

議員おっしゃるとおり、訓練すること自身が非常に素晴らしいことやと思います。その旨を区長なりなんなりと共有していきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

ありがとうございます。前向きにお答えいただきました。町民に成り代わり、そういうお言葉をいただいたということは素晴らしいことだと思います。また、これから先、いつ地震が発災するか分かりませんが、自助・共助・公助というものを胸に置き、前へ進んでいくことを願う次第でございます。このことに対しては、もう御答弁は要りません。

続きまして、3つ目として、有田川町では災害対策車両が導入されておりますが、車両に何人の消防士が必要なのか、また災害地への出向時には車両は何台か、何人また必要なのかという点で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

再質問にお答えさせていただきます。

先ほど説明させていただきましたとおり、この出動する車両と人員につきましては、県と代表消防機関と当消防本部で協議をさせていただいて、その発災の状況等に応じ

て人員を決めさせていただいておる次第でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

発災時には、災害対策車両に3名の方が必要だということなんですけども、それ以外、出向時にはほかの車両にも乗って行っていただけるということなんですけども、その人数はどれぐらい必要になってくるんでしょうか。恐らく、災害対策車両では3人、ほかの車両においては何名が乗っていかれるのか、その災害の規模によると思いますが、お答えできる範囲内で結構ですのでお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

再質問にお答えさせていただきます。

基本的には、災害対策車両は3名、タンク車については4名、それから救急車については3名ということで換算しております。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

ということは、10名がどうしても必要になるということですね。そういうことですよね。

今、定員が七十何名だったか、恐らくその定数から3名ほど不足しているように聞いたんですけども、それについて、こういう車両が導入されることによってなかなか人数が不足ということもなりかねないだろうと思いますし、それから不足されると思われる人員の補充というものに対してはどのようにお考えなのか教えていただけますか。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

再質問にお答えさせていただきます。

出動させる車両については3台同時に出ることはありません。うちが消防力を低下させないために最低限必要な人員を除いた人員しか出しませんので低下することはないです。

以上です。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9番（西 弘義）

それでは、出動した後に残された消防士の数で、この有田川町、金屋、吉備のこの本署を賄えることができていますか。消防任務として、今現在できているからこそやっているんですけどもどうですか。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

再質問にお答えさせていただきます。

今まで東日本大震災、それから西日本豪雨、それから去年の能登半島地震、それぞれに3名から6名出動派遣させていただいておりますが、その間の通常業務は遂行させていただいております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

9番、西弘義君。

○9番（西 弘義）

人員に対しては、消防士の方々も生身の人間ですので、けがとか病気とかそういうこともございますので、どうか町長にもお願いしたいわけなんですけども、補充というものを考えてやっていただけないだろうかと考えております。その点について町長、お気持ちで結構ですので教えていただけますか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

消防署の職員については、随時増やす努力を努めてきております。ただ有田川町にその人員の適正計画というのも年度別にずっと立ててきておりますんで、一遍に増やすということにはいきませんけれども、消防の定員も徐々には増やしてきております。いろんなことを考えながら、今後もやっていきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

9番、西弘義君。

○9番（西 弘義）

町長のお考え、ありがとうございます。消防の団員の一人として、この町民の安心・安全を守るために消防士の増員というものを考えていただいているということに対しては不足はございません。これからもよろしくお願い申し上げます。

続きまして、4つ目として、先ほども言いましたが、人員数が足らなくなっている、今現在は3名が足りないわけですね。定数というのか、町の定数は何名でしたかね。それが3名足らないように思うんですけども、定数は今、何名中何名が足らんのか、今現在在職しておられる消防士の人数は何名かということをお答え願えますか。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

お答えさせていただきます。

定員 71 名に対し、現在の職員数は 67 名でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

ということは不足してございますよね。先ほど町長が申し添えられましたとおり、これから先も人員を増やしていただくという言葉をしていただいたわけなんですけども、ひとつまたこの中でもお願いというわけじゃないんですけども、ほかの市町村、その中でも女性の消防士というのも増えているというか、もし発災時には女性に対してのケアの仕方とか、そんなことにより女性の消防士というのが必要だと思うんですが、それに対しての消防署としてこれから増やしていただけるんか、また増やしていただけるような努力をしていただけるか教えていただけますか。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

お答えさせていただきます。

令和 7 年 4 月 1 日付で女性吏員採用を決定しております。また、今後も募集を継続させていただいて、採用希望の方がおられれば、採用基準に従って採用を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

9 番、西弘義君。

○9 番（西 弘義）

ありがとうございます。

先ほども申し上げたとおり、地震発災時には、男ばかりではございません。女性、子供さん、それに対するケアの仕方というのは、我々男よりも女性のほうがや和らしく当たるように思いますので、どうか導入のほうをよろしく願いいたします。

最後になりますが、さきの寺池の購入に際して、私、反対という立場の中で申しましたが、この反対 7 人はじくじたる思いでいろんなことを考え、反対ということに 1 票を投じました。私自身が消防団員の一人として、また防災士の一人として。

（「議長、通告ないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（谷畑 進）

西弘義君に申し上げます。通告外の質問をしていますので、通告に従って質問をするように注意します。

9 番、西弘義君。

○ 9 番（西 弘義）

分かりました。すみません。

私が通告してないということでございますのでお受けいたします。大変失礼いたしました。話を替えます。

私どもは、今申し上げた 4 つのことに對して、災害対策としてこれから先も町として、また我々議員としても前向きに考えていきたいと思っておりますので、先ほどお答えいただいたこのことをどうか真摯に御遂行いただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

以上で、9 番、西弘義君の一般質問を終わります。

……………通告順 4 番 14 番（増谷 憲）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、14 番、増谷憲君の一般質問を許可します。

増谷憲君の質問は、一問一答形式です。

14 番、増谷憲君。

○ 14 番（増谷 憲）

14 番、増谷です。一般質問をさせていただきます。

私は今回、防災対策の問題と図書館、図書施設の 2 つの問題について質問させていただきます。

まず、防災対策についてであります。私はこれまでボランティア連絡協議会の一員として、全国各地の災害ボランティアに参加してまいりました。大きいところでは、東北大震災、そして熊本地震、それから長野市の水害、また和歌山県那智勝浦の水害など行ってまいりましたが、本当に現地へ行きますと大変な状況がすぐ分かります。これが災害の実態だなというのを痛感してまいりました。ですから、私自身も防災対策については常に力を入れて取り上げてまいりましたし、防災士の資格も取りました。今後とも防災対策については、いろんな角度から取り上げていく姿勢でございます。

それでは、まず最初に、防災対策の質問をさせていただきます。

日本は世界で最大の地震国であり、災害が起こる国であります。河田東大大学院特任教授は、日本では過去約 1500 年間の大災害が古文書などに記載されたもので、犠牲者が 1,000 人以上の被害を巨大災害として計算すると、洪水で 30 回、地震 24 回、津波 22 回、高潮 20 回、火山噴火 3 回で、合計 99 回の巨大地震等が発生しています。平均しますと 15 年に 1 回の確率になります。一方、18 世紀の産業革命以降、欧米の先進国で 1,000 人を超す災害は、アメリカで 3 回、オランダで 1

回あるだけであります。いかに特異な災害大国であるかを思い知らされると指摘しております。

さらに地震の研究をしている専門家によれば、世界で発生している震度6以上の地震の20%が日本で発生していると指摘しております。そして、今回の東南海・南海地震の発生確率が30年以内に70%から80%に引き上がりました。こうなりますと、いつ巨大地震が起こっても不思議ではない状況になってしまっているのではないのでしょうか。まさに防災対策を質の面からも、量の面からも高めなければならないのではないのでしょうか。それで、防災対策について、9項目にわたって質問いたします。

まず、避難所の運営についてですが、国は避難所運営指針を改定し見直しを行いました。それを受けて当初の取組状況と今後の方向性についてはどうでしょうか、お答えください。

2つ目に、指定避難所の防災機能の強化が指摘されています。この取組の状況はどうでしょうか、お答えください。

3つ目に、新しい地方経済・生活環境創生交付金地域防災緊急整備型の活用でトイレカーなどのメニューが盛り込まれていますが、これを使つての整備はどうでしょうか、お答えください。

4つ目に、能登半島地震では1年経過しても水道が普及しない地域もあります。当町におけるライフラインの中心である水道管の耐震化の進捗状況と今後の整備していく方向はどうでしょうか、お答えください。

5つ目に、避難所として位置づけている小中学校の体育館の空調設備であります、現在のところ吉備中学校と金屋中学校にしか設置されていません。八幡中学校を除いて避難所としても位置づけている限り、夏場の暑さを考えますと設置すべきではないのでしょうか、お答えください。

6つ目として、事前復興まちづくりの計画を作成するよう国から求められていると思いますが、当町での計画作成はどのようになっていますか、お答えください。

7つ目に、男女共同参画の視点から防災関連の様々な会議等への女性職員としての観点から、反映できる課題や問題点の指摘に重要な役割を果たしてくれると認識しております。この点での女性職員の参加比率と機能はどうでしょうか、お答えください。

8つ目として、災害時の道路の問題として、能登半島大震災時には道路の陥没が激しく、復旧に相当時間がかかったようでもありました。当町でも十分予想されます。早期復旧ができる体制強化はどのようになりますか。また、国道480号、川口地内、鮎の里付近の道路のかさ上げ計画はどのような状況にありますか。方向性はどうか。

9つ目として、雨量の多いとき、天満川があふれる回数が多くなってきているのではないのでしょうか。この付近は宅地化が進み、畑が減少し、雨水がそのまま流れているような状況があります。現状としては本流の有田川と併せて天満川の改修も

急がれます。改修計画はできていると思いますが、年次計画など明確になっているところと、明確になっていないところを示していただきたいと思います。

次に、2つ目の図書館、図書施設についての問題であります。

今回この図書館、図書施設について7点にわたって質問いたします。

まず、地域交流センター条例施行規則ですが、最近これを改正しています。そして、そこに新たに7つの事業を明記していますが、明記した理由を御説明ください。

2つ目に、7つの業務の中に図書館業務をあえて明記した理由を御説明ください。

3つ目に、図書館司書の役割について、教育委員会としての認識を伺いたと思います。

4つ目に、図書館司書を正規職員として採用し、図書館業務の役割の推進、切れ目のない住民本位の図書業務の推進が求められているのではないのでしょうか。

5つ目として、図書購入費であります。毎年1,000万円予算化しています。この図書購入の選書基準と分野別の配分根拠はどのようなになっていますか、御説明ください。

6つ目に、ALECの運営協議会などを教育ニュービジョン審議会にまとめた審議会設置要綱として改正されています。統一した理由を説明してください。また、要項に記載されている課題と提言とはどのような内容のものか御説明ください。

7つ目に、審議会はより重要な審議の場になったと考えます。同僚議員の質問もありましたけども、住民の関心も高まり、内容も把握したくなりますから、傍聴ができるようにしていただきたいと思います。その周知を徹底されたい。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、増谷議員の質問にお答えしたいと思います。

1点目の防災対策についてでございますけれども、令和6年能登半島地震やスフィア基準等を踏まえ、避難所運営に係る指針が令和6年12月に改定されました。有田川町においては、避難所の環境改善を図るべく、簡易ベッド4,600台、組立て式トイレ25基の配備を実施することとなりました。また、トイレ処理セットにおいても、令和6年度より県補助金も活用しながら整備を実施しており、今後とも避難所の環境改善に努めてまいりたいと思います。

指定避難所の防災機能の強化につきましては、鳥屋城小学校プールに緊急用の飲料水を確保するための浄水器や、来年完成予定の藤並公民館には断水時にトイレとして使用可能な汚水ますを設けるなど、随時その整備に努めております。

新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、本町では、先ほど申しました組立て式トイレの整備を実施することとなっており、トイレカーの整備につきましては、

現在のところ予定しておりません。

水道管の耐震化の進捗状況と今後の取り組む方向でございますけれども、耐震化率は上水道で7.6%、簡易水道では20.2%でございます。上水道については、吉備浄水場が完成後、水道管の耐震化や老朽化した施設の更新を計画的に進めてまいります。簡易水道では、令和5年度より10年計画で金屋地区簡易水道の水道管の耐震化を実施しております。

避難所としての学校体育館の空調設備についてでございますけれども、現在、学校体育館で空調設備を備えているのは吉備中学校体育館と金屋中学校体育館であります。避難所となっており、かつクラブ活動で使用している体育館に設置しております。今後は、教育部局とも協議しながら、新設や修繕については計画的に整備をしてまいりたいと思います。特に体育館の空調については非常に必要やと考えています。今、教育部局とも相談して、たくさんありますんで、一遍にとはいきませんが、計画的にやってくださいということの相談は既にやってますんで、随時設置をしていきたいと思っています。

事前復興まちづくり計画については、現在、有田川町では策定をしておりませんが、今後、計画の策定に向け、近隣市町の動向も見ながら研究を重ねてまいりたいと思います。

男女共同参画の視点から、防災関係の会議等への女性職員の参加比率と機能についてであります。現在、防災担当部署での女性職員は9名中3名となっており、平常時の防災業務や訓練などを担うほか、備蓄品の購入など女性の視点を取り入れたものにするよう、その取組を進めているものであります。先ほど消防長のほうからも報告があったと思いますが、令和7年4月から消防本部へ女性の消防士1名を配属することになっております。多分女性というのはいろんな条件があって、1人やったら非常に困ることがあるのかなと。ただ女性の応募というのが非常に少のうございます。それでまた啓発も行いながら、女性も随時入れていきたいなという考えを持っておりますので、よろしくお願いします。

それから、災害時の道路の早期復旧の体制については、有田川町の建設業協会、吉備、金屋、清水と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結しております。道路復旧の要請を行うこととなっております。今後も災害発生時の対応について協力団体と関係を密にし、その体制強化に取り組んでまいります。

国道480号、川口地内、鮎の里付近の道路について、この道路については、もう前々から要望もいただいていますし、大水害のとき何回かあそこは冠水して通れなかったということも知っております。ただ、あの道についての要望はずっと国道480号整備並びに有田川河川改修促進協議会でやるんですけれども、とにかく県は高野山までバスを一日も早く通したいんやと。それを通した後で2車線部分、あるいは曲がった部分、そういうのを必ず直していきますという返事だけはいいただいていますんで、

引き続き国道４８０号整備並びに有田川河川改修促進協議会を通じて、また県へも強力に要望していききたいなと思っております。

また、天満川についても、平成７年度より事業着手していただき、令和２８年度にはＪＲ高架下まで工事が完了しました。令和５年度には内水氾濫対策として遊水池の用地を確保し、令和６年度に詳細測量設計を、令和７年度以降は整備工事を進めていき、令和９年度に完成する予定であります。また、護岸の改修についても、令和６年度にＪＡ本所裏の整備を行い、順次上流方向に整備を行っていただく予定であります。今後も早期完成を目指して、県にしっかりと要望していききたいと思っています。

２点目の図書館、図書館施設についてでございますけれども、教育長に答弁をさせたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域交流センター条例施行規則を改正し７つの事業を明記した理由はにつきまして、今回の改正は地域交流センターＡＬＥＣで実施する事業について明記されていなかったため、追加したものでございます。事業として、生涯学習に関すること、地域住民の交流促進に関すること、地域文化の情報発信に関すること、図書業務に関すること、絵本原画の保管及び展示に関すること、交流センターの施設及び設備の使用に関すること、全各号に掲げるもののほか、有田川町教育委員会が必要と認める事業、以上７つを掲げており、地域交流センターＡＬＥＣの在り方を示したのになります。

次に、図書館業務をあえて明記した理由はにつきましては、地域交流センターＡＬＥＣには、有田川町立図書館施設管理運営規則に基づく図書コーナーがございます。そのためでございます。

次に、図書司書の役割の認識はにつきましては、図書館司書の役割は資料を整理・分類し、利用者に必要な情報を提供する図書館資料の管理や利用者のサービス、館内の整備や運営、電子図書などデジタル資料の管理などとなります。図書館司書は、単に本を貸し出すだけではなく、利用者に知識と情報を提供する重要な役割を担っていると考えてございます。

次に、図書館司書を正規で採用し、切れ目のない住民本位の図書業務の推進をにつきましては、現在、正職員１名、会計年度任用職員６名の計７名が町内の図書施設の図書館司書業務を担っています。今後とも図書業務の充実に努めるとともに、有田川町心とまちを育む読書活動推進条例に基づき、読書活動の推進に注力してまいります。

次に、図書購入費、毎年１，０００万円予算化している、選書基準と分野別の配分根拠はにつきましては、図書の購入の基準となる選書基準や廃棄の基準となる除斥基

準は、令和 6 年度まで基準を設けていなかったため、令和 7 年 2 月に開催した図書館協議会において諮っております。令和 7 年度より基準にのっとり図書を購入し廃棄していきます。分野別の配分については、乳幼児から高齢者まであらゆる世代の多様な要望に応えられるよう、分野に偏ることなく、今後利用が予想される図書を収集していきます。

次に、地域交流センター A L E C の運営協議会などを教育ニュービジョン審議会にまとめた審議会設置要綱にされたがまとめた理由は、また要項にある課題と提言とはどのような内容かにつきましては、まず、審議会は地域交流センター A L E C の不適切な会計処理のため、令和 3 年度の決算が不認定になるなど町施策全体の事業に対し不信感を抱かせてしまう件があったため、地域の方の意見を取り入れ、運営や事業を再検討することを目的に設置した協議会です。このたび、もっと広く町民の方の意見をいただくとともに、地域交流センター A L E C を地域交流の拠点として目指すべき方向とより発展的な意見をいただくことを目的に、地域交流センター運営協議会を教育ニュービジョン審議会へと統合し、教育ニュービジョン審議会で諮っていきたいと考えているところです。ついては令和 7 年度予算の成立をもって教育委員会定例会で諮っていきます。

また、教育委員会の課題としましては、地域交流センター A L E C や図書施設の運営、大規模校や小規模校の運営など課題があると認識しております。今年度実施した教育ニュービジョン審議会では、意見をいただいた段階で提言はいただいております。

次に、審議会はより重要な審議の場になった、住民の関心も高まるから傍聴の周知をにつきましては、現在の教育ニュービジョン審議会は傍聴の規定がないため傍聴はできませんが、今後、傍聴について教育委員会定例会で協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14 番、増谷憲君。

○14 番（増谷 憲）

先ほど町長の答弁で、令和 28 年度って答弁してたと思うんですが、これは間違いですよ。平成の間違い違うのかなと思うんですけどどうですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

すみません。お答えします。

天満川については、平成 7 年度より事業を着手していただき、平成 28 年度には J R 高架橋下まで工事が完了しました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質問させていただきます。

まず、防災対策の避難所の在り方が大変重要になってきていると思うんですけど、この避難所の運営について、これまでも幾多の避難所でいろんな問題が起こってくる中で、災害関連死が何らかの形で出てきているわけです。先ほどの答弁でもありましたけれども、避難所運営に係る指針がスフィア基準を踏まえた改定になったということだと思うんですけど、避難所の環境改善について、再度そこでお聞きしたいんですが、間仕切り、いわゆるパーティションです、これは台湾での事例なんですけども、ここは本当にいいものを作ってるんです。簡単でぱっと開くテントみたいなのが導入されておりまして、導入する利用価値が大変あると思いましたし、1人当たりの居住スペースが最低3.5平方メートルで雑魚寝の解消と段ボールベッドが置けるスペースとしてスフィア基準では提案されているんです。この点についての認識を伺いたいんですが、担当部長どうですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

増谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるところの3.5平米でぱっと開くテント、これはいいと思います。うちも4.4平米のワンタッチパーティションを1,600保有してございます。これから充実していきたいと考えております。

それと雑魚寝解消のために、この議会の初日に承認いただきましたあの予算で、簡易ベッドを4,600ほど、最大の避難者数に合わせて購入したく考えてございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今御答弁いただいて、4.4平米でやっていると。これ幾つぐらいあるか分かるんですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

今1,600です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、2つ目の問題としてトイレの問題なのですが、これも大変大事な問題だと思います。清潔なトイレの確保を求めているわけです。それで発災当時でスフィア基準の改定による規定みたいに設けているんですが、発災当時で50人に1つ、その後は20人に1つ、そして男性用と女性用の比率は1対3の割合を推奨しているわけですが、この点での当町における配備状況と今後の方向性についていかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

先ほど申しました当議会初日に決裁いただいているものについても、組立て式の簡易トイレを整備しようという予算が盛り込まれております。具体的には今、73ほど備えております。それプラスすることの今回25基ほど整備したいと思います。これによって98保有することになります。最大避難者数をスフィア基準の50人で割るとクリアしていることになりますので、まずはこれを整備したく考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この点は幾ら充足しても足りる話なんで、しっかり頑張っていただきたいと思います。

それから、避難所のさらに充実の問題で、先ほど言いました地方経済・生活環境創生交付金地域防災緊急整備型で、トイレは導入しないと書いてますけども、キッチンカー、それから炊き出し用の資材、それからパーティション、仮設入浴設備などを使えると国は言ってるんです。この交付金を今後も使えるかどうかも含めて、まだ使えるのであれば、こういうことも含めて検討していただきたいと思うんですがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

今回の予算につきましては、令和6年度に予算措置をしていたものが優位な補助金、そして優位な交付金でいけるということでした。トイレカーにつきましても欲しいとは思っております。ただ、それよりも優先して、議員おっしゃるところの避難所の雑魚寝にならへんか、プライバシーではスフィア基準、そういうことをクリアするほうがより大事やという形の中で今回3月の補正をさせていただきました。今後、近隣市町の動向も見ながら、トイレカーの購入というのでも検討していきたいとは思いますが、

まずは自分とこの有田川町の避難所をいかに充実していくかというのに重きを置いていきたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

トイレの問題は、男性よりも女性のほうが大変で、実際、避難所に入った女性の方々はトイレを控える方向に走って、食事なんかも取らないようになっていて、かえって病気を起こすという点もありますので、十分考えていただきたいなど。

次、全国的な事例、多分東北大震災以降だと思うんですけども、仮設住宅へ入居しますと、食事支援が打ち切られたという事例があったんです。こういうことが当地において、こんなことがあってはならないと思うんですけども、こういうことが起こらないような対応をしていっていただきたいと思うんですが、それはどうですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

仮設住宅へお住まいになるということは、働けるとか一応の段取りがついたとか、もしくはそれもついてないとかという様々な事情があると思います。それについては、個別に対応させていただきたく考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、能登半島地震と水害のいわゆる複合災害からの教訓なんですけども、被災者のアンケートで多重被災で再建への気持ちがそれたという回答が6割あったというんです。それで被災者を対象にした相談、見守りなどのケアができる体制というのが、今後当町でも必要になってくるんじゃないかと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

その体制も徐々にですが整えさせていただきたいと考えております。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

よろしくお願いします。

次に、災害救助法で大規模災害時の救助活動の主体は都道府県となっているわけで

すが、そしてその一部を市町村に委託できるとなっていることから、その実施の運営は市町村が主体という例がほとんどだと言われるんです。今年の1月10日の毎日新聞に載っていたんで指摘されてたんですが、市町村や政府との窓口となり支援する班を設けると定めている都道府県は14しかない。和歌山県はこういう班を設けていないんです。ですから、先ほど紹介した台湾での防災対策は、東北大震災で救助に行き、そして被災時自治体の責任にされている実態から学んだことが最大の教訓だと言っているんです。

また、先ほど言いました河田東大特任教授は、避難所の運営などを全て自前で用意するのは無理があると。都道府県が広域的対応をすべきだとも指摘されております。ですから、町村会を通じて和歌山県にも対応する窓口となり、支援をする班を設置するよう提案していただきたいんですが、町長もしくは部長どうですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

町村会を通じてしっかりと要望していききたいと思います。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

内閣府から指定避難所の全国調査が来てると思うんです。有田川町の結果を出していただきたいのと、同時に災害備蓄品の整備状況も国から言われて出していると思うんです。この2つについて、議会に資料を出していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

提出させます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、事前復興まちづくり計画についてであります。今後、策定に向けて研究していきたいという答弁でありました。それで、ぜひ住民の協力が必要ですから、できれば防災ウォッチングとか住民の皆さんからの提案なども含めて協力して計画をつくっていただけるよう提案したいんですが、この辺はいかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

ちょっと慎重に考えていきたいと考えています。いろんな方面でそれを出してしまうところもありますので、近隣市町の動向なりというのとも考慮いたしまして、ちょっと考えさせてください。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これは国がそれを求めてきてるんで大事かなと思ったんで質問しました。

次、災害復旧に関連して道路の問題なんで、先ほども答弁いただきました。復旧が何よりも災害の大事さが分かってくると思うんです。能登半島大地震でも、私も行きましたけれども、道が大変だったんです。だから、被災地へなかなか行けないという現状がありましたから、当町においても早期に復旧できる体制というのが必要だと思うんで、民間事業者とかも含めて頑張っていたきたいのと、それから国道480号、川口地内の道路のかさ上げについて、押手から杉野原工区と板尾工区の2か所などを含めた未整備区間の整備が優先するということでありましたけれども、それはいつ頃になるか分からないので、これらの工区の改修見通しを示していただきたいのと、できるだけ早期に進めていただき、この区間の改修もお願いしたいんですが、この点どうですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

和歌山県に確認いたしました。押手から杉野原工区については、令和元年度2.1キロ事業化、令和2年度測量設計、令和3年度から用地補償、令和4年度から工事着手で現在継続中となっております。

板尾工区0.8キロについては、令和5年度事業化、令和6年から測量設計と調査、令和7年から用地買収着手、いずれも完成時期については今のところ未確定であるということです。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひ早期に進めるよう部長、頑張っていたきたいと思います。

次に、天満川の改修、工事対策も含めてなんですが、この計画の中に遊水池を造るということで進めておりまして、令和9年度に完成予定であると聞いておるんですが、この遊水池の仕組みをお聞きしたいのと、面積がどれだけあって、どれくらいの雨の調整ができるのか、この場所についてもどこかというのを示していただければ

と思いますがどうですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

御質問にお答えさせていただきます。

遊水池の仕組みなんですけども、遊水池側の河川管理道路が右岸側がちょっと高くなっていて、左岸側が少し低くなっていて、その左岸側が遊水池側になるんですけど、その堤防の一部から越水した水が遊水池に流入していきます。河川の水位が下がってくると、1メートル・1メートルのボックスカルバートからフラップゲートを追加し、また河川に流出していく仕組みとなっております。面積は1,000平米です。降雨量や降雨時間によるんですけども、1,500立米の水量が調整できます。場所については、ちょっと適切に目印となるものがないんですけど、いつもあふれている左カーブになったところです。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ちょっとそれだけでは分かりにくいと思う。個人的な名前を出しますけども、吉備のヤマモトマサアキさんとの近くということですよ、違いますか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

はい、その場所でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

遊水池の計画は進んでいると。じゃあ肝腎の護岸の改修については、改修見込みの年度についていかがですか、どうですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

御質問にお答えさせていただきます。

天満川の護岸の改修完成見込み年度についてですが、改修完成は予算とかそういう関係もありまして未定なんですけども、町としましても国道480号並びに有田川河川改修促進協議会などを通じて、しっかり要望活動をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

完成年度の見通しは答弁がなかったんですけども、できるだけ早期の改修を目指して取り組んでいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

はい、できるだけ早期に完成してもらえるように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

続きまして、体育館の空調設備についてなんですけども、私、和歌山県下の気温を調べてみたんです。ホームページに7年ぐらいにわたって載っていたんです。そうしますと、和歌山県内の気温で30度を下回った日数なんですけども、2016年2日、2017年・2018年・2021年はなし、30度越えばかり。2019年6日、2020年は1日だけ、7年間で4年間で30度を下回った日はなかったと。それだけ、これは8月ですけども、体育館の暑さは相当ひどいもんだと。これは30度で区切りましたけども、その前後もやっぱり大変だと思うんです。ひとつこういう実態がありながら、一時避難所に指定されている体育館に空調設備があるのは吉備と金屋だけということで、ほかの体育館についても整備していかなければならないのではないかと思います。近年の災害の可能性が高くなってきておりますし、災害関連死も生まれているなど、避難所の重要性が高まっています。その中で必要性を感じると思うんですがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、町内の避難所の中で小中学校の体育館で空調設備があるのは現在のところ吉備中学校と金屋中学校のみとなっております。今後は避難所として空調設備に関しまして、先ほど町長答弁にもございましたが、町長部局とも慎重に協議を重ねて整備のほうの計画をこれからしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

空調設備に限らず、もう一つお聞きしたいんですけども、先ほどの答弁でも教育部と協議しながら、新設や修繕について計画的に整備していくという答弁がありました。今後の学校施設における修繕等についての計画はどのようなになっておりますか。そして、この中に体育館の空調設備の計画も入っていくということでもいいのでしょうか、お答えください。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきたいと思います。

これまでは学校施設の整備に関しましては、耐用年数や機器の状態によりまして修繕の計画をしてまいりましたが、このたび国から有利な交付金が示されておりますので、これを活用いたしまして体育館の空調整備についても計画の中へ盛り込ませていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

それで今の交付金の話なんですけども、文科省は特例交付金を新設したわけです。体育館に特化した特例交付金があるんですね。断熱整備など確保を要件にして関連工事を含めた費用の2分の1を補助する制度であります。冷暖房設備の導入を含め避難所の機能強化を図るとあります。

学校施設環境改善交付金要項によりますと、空調設備整備臨時交付金という項目があって、そこに避難所となる学校の屋内運動場における空調設備の新設及びその関連工事に要する経費に充てるために交付するとあります。交付金を受けようとすれば、学校施設の整備に関する施設整備基本計画に基づき10項目の事項を記載した施設整備計画を作成し、県教委を通じて文科側に提出するとなっております。ただし、この期間が令和6年から15年度までの間に行われるものに限るとありますから、このことは当然認識されていると思いますが、再度確認したいと思いますがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきたいと思います。

特例交付金の期間が令和6年から15年度までであるということは認識しております。この交付金の活用を視野に今後入れながら、町長部局と協議して計画していき

いと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

優先順位をつけて、大規模校の藤並小学校の体育館にまず設置できるようにして、それ以降の計画で鳥屋城小学校の体育館、そして八幡小学校の体育館に設置できるように、施設整備基本計画を策定していただき、県に提出していただけるようにしてはどうでしょうか、お答えください。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきます。

空調の整備につきましては、人数だけでなく、地域性、立地条件、予算等も考慮すべきであると考えますので、適正に今後計画していきたいと思っております。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これまでの答弁では、空調設備を頑張っていきたいという答弁だったと思います、教育部長。それで、実際に吉備中学校や金屋中学校に空調設備を設置しておりますけれども、これらの体育館の空調の費用、これは大体どのぐらいかかっているかというのを御説明いただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

吉備中学校の体育館の空調は、平成24年度の新築のときに設置しておりますので、空調部分の費用につきましては概算となりますが、約4,500万円となっております。金屋中学校の体育館の空調設備は令和5年度で、かかった費用のほうは約4,500万円でございます。どちらも当時の価格となりますので、現在におきましては、これよりも費用がかかる見込みとなっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

例えば、今だったらどれぐらいかかる試算になるぐらいで考えているんですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在の価格に置き換えての試算は、本日持ち合わせておりません。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

空調設備はぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、図書館、図書施設についての再質問なんですけども、図書館業務をあえて明記したのは、ALECに町立図書館施設管理運営規則に基づく図書コーナーがあるということでありました。ここの認識は大変大事だと私は思います。旧吉備町のときに、合併前に実施した町民アンケートで最重要になったのが図書館建設で、それで図書館の構想が検討されたとお聞きしています。教育委員会は、改めて図書館の必要性和充実を認識したということでもいいでしょうか。特に教育長、図書館長はその責任があることを強く持っていたきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

増谷議員の御指摘のとおり、合併前の旧吉備町では吉備会館という施設の中に図書施設がございました。ただ狭いし蔵書数も少ないということで、町民の方から図書施設の図書館の希望があったということを私も認識してございます。その後、有田川町として合併して金屋図書館がございましたが、下水道施設の付随した設備として構想されたんですけれども、有田川町の蔵書数を多くすること、また本に親しんでいただくというようなことを目的として、平成21年から地域交流センターALECの中にカフェのある図書コーナーを設けました。その後、平成25年、金屋図書館のほうを改修して大幅な蔵書数を設置することができました。以上のようなことで、現在、有田川町におきましては、蔵書数14万冊ございます。これは有田郡市で一番多い蔵書数となっております。

また、県内におきましても、町単位でいけば一番多い蔵書数となっております。また、学校図書と図書館施設が相互に貸出しシステムとかをとっておりますので、現在のところ新たな図書館というような計画はございません。いずれにしても、図書館とか読書活動というのは本当に大事なものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○ 1 4 番（増谷 憲）

今、教育長から、私、図書館建設って質問してないんですけど、これを超えて答弁するのはおかしいんで、答弁のその部分は削除してもらいたいんですがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

失礼いたしました。

計画というか、これ以上、今のところは考えてないということでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

1 4 番、増谷憲君。

○ 1 4 番（増谷 憲）

これは行き過ぎた答弁です。議事録は消すように求めますがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 1 4 時 3 2 分

再開 1 4 時 3 3 分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

先ほどの答弁、不手際がありましたんで、答弁の再答弁を求めます。

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

大変失礼いたしました。

前半の部分につきましては説明させていただいたとおりで、蔵書数もかなりございます。今後とも私といたしましても、図書館及び読書活動については大変重要なものと考えてございますので、さらに推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

1 4 番、増谷憲君。

○ 1 4 番（増谷 憲）

図書館司書についてなんですが、利用者に知識と情報を提供する重要な役割を担っていると思うんです。図書業務の充実に努めると答弁されました。これは重要な役割を果たす責任があるということであると思います。

図書館司書は、継続的に図書業務に関わる専門職であります。正規の図書館司書で

対応するのが私は当たり前やと思うんですが、さすがに国も常勤化の検討が必要だと答弁しています。図書館司書の専門性の蓄積がどうしても必要だと考えます。常勤化の採用を明記すべきであります。正規で採用し、ベテランが退職しても絵本のまちづくりなど、当町の特色などを引き継げることが大事であります。そして、切れ目のない水準の高い町民の願いに応えられる体制のためにも、正規の採用を求めますがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、絵本のまちづくり事業につきましては、図書館司書に任せるのではなくて、社会教育全体で取り組んでいけるように、既に事務の引継ぎを行っているところでございます。

図書館司書の配置につきましては、国は努力義務としておりますので、図書館司書でなければならない業務につきましては、今後は町長部局とも協議を重ねながら、地域交流センターA L E Cを含め今後の図書館施設の在り方など総合的に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この国の努力義務というのは、指導してるということなんですよ。だから努力義務だからせんでもいいようなみたいな答弁ではなくて、正規の司書の認識は、先ほど答弁して、私は真っ当な答弁してもらおうと思ったんです。なのに今の答弁では、ちょっと変わってきてるん違うかなと思うんですけどもどうですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

図書館司書の採用につきましてですが、有田川町の図書施設全体の今後の構想を考  
える中で、採用の面についても検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

図書司書というのは、絵本のまちづくりだけに関わっている問題じゃないと思うんです。教育委員会として、図書館司書でなければならない業務が多いということを認

識しているわけでしょう。だから、図書館司書でないと図書館、図書施設の重要な役割を果たせないと思うんです。努力義務ではなくて、配置しなくてよいということとは違うんです。

例えば、資料で渡したさっきの表、学校図書司書ですけども、これは法制化されてから県内での人員配置が伸びてきた表として見てほしいんです。だから、ここが大事である。これは図書司書と同じだと思うんです。こういう立場で私は頑張っていくべきではないかなと思うんですけどもどうですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

今後、その有田川町の図書館施設全体を考える中で、採用についても今後検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

図書館サービスは、図書館司書によって多くは支えられています。司書が図書業務に専任できる体制、豊かな経験を蓄積できることが図書館サービスの充実の要だと思います、レファレンスサービスは特に。さらに、読書や資料の利用に障害を持つ人たちへの情報アクセス権もどうしても大事な役割です。やはり正規で採用すべきであります。町が掲げている絵本のまちづくりに必要な専門職でありますし、町長、正規で採用することをこの機会に決断していただきたいんですけどもどうですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、司書については、今後、図書の選書や除斥、あらゆる方が利用できる図書館を目指し、図書業務に今ある司書を専念させたいと思います。

また、絵本のまちづくりについても、教育委員会全体で取り組ませます。図書司書を正規で採用するかどうかは、今後、施設の全体構想を考える中で、その必要性について検討してまいりたいと思います。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今、図書施設全体と言われたんです。地域交流センターしか念頭にないんじゃないかなという私は印象を受けるんですが、図書館、地域交流センター、清水の図書施設というのなら分かりますけれども、図書館司書は今、正規職員で1人しかいません。

退職したら引継ぎや経験の伝授はどうなるのでしょうか。正規の方が退職後、会計年度職員として来てもらうことも考えているのではないかと。もしくは指定管理を考えているからこういう姿勢になっているのではないかと思うんですけども、全体構想を考えたら必要なのは明らかじゃないのでしょうか。正規職員の図書館司書を採用すべきであります。町長は決断すべきだと思うんですがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

また、必要性についてしっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

町長、しっかりしてくださいよ。

あわせて国に図書館法の改正を求める声を上げるべきだと思うんです。図書館の設置及び運営上望ましい基準に司書配置の明確化、必置規定化、また併せて財政上の措置が必要であります。町長、町村会や知事に声を上げていただきたいと思うんですがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

図書館司書の配置の明確化もそうでありますけれども、全国の町立図書館の設置は令和5年度末で58.7%にとどまっていると聞いております。図書館の充実については、町村会を通じて国のほうにもしっかりと要望もしてまいりたいと思います。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひ要望していただきたいんですが、今の答弁で、図書館が58.7%しかないという答弁、これは要らないんじゃないですか。これ何のために答弁したんですか。必要のない答弁だと思うんですよ。

地域交流センターの運営協議会は何人だったのでしょうか。また、教育ニュービジョン審議会に統合とありますけれども、委員を増やす考えがあるのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきます。

有田川町地域交流センター運営協議会の委員は5名です。また、有田川町教育ニュービジョン審議会の委員は要綱で15名以内となっておりますので、現在9名構成されておりますので、委員を増やすことは可能となっております。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

それでは、例えば委員になりたいという方がおられたら、これは言うていったらなれるんですか。どんな手続をするんですか。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 14時42分

再開 14時42分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

この審議会とか協議会の委員の皆様につきましては、金屋とか清水、吉備、バランスよく、それから年齢とか有識者、経験者の中から教育委員会のほうで選ばせていただいて、希望される方というのも当然おられると思いますので、そこについては検討ということなのかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

希望される方はそうないと思うんですが、希望するということは、よっぽど頑張っ  
てやりたいなと願いの人だと思うんで、ぜひ受け入れてやってくださいよ。もう答弁  
はいいです。

地域交流センター運営協議会委員の意見を引き継ぐようになっているんでしょうか。  
その点も確認したいんですが。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

御質問にお答えさせていただきます。

有田川町地域交流センター運営協議会委員の意見は今後引き継いでまいりたいと思っております。また、有田川町地域交流センター運営協議会の中から一部教育ニュービジョン審議会のほうへ委員として入っていただくことも検討中でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

それでは、何人入ると決まっているんでしょうか、今の段階で。

それで、審議会運営協議会が統合されて体制が変わっているのです、私は町民の皆さんにも説明する必要があると思うんですが、この点いかがですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

今の段階で何人入るという明確なところはまだ決まっておりません。現在のところ、統合はまだ行っておりませんで、令和7年度から統合したく思っております。これから教育委員会のほうで諮ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ところが、一本化することをめぐって地域交流センター運営協議会の委員で把握されていなかった方もおられるんじゃないですか。この点はどうですか。ちょっとそんなうわさを聞いたんやけどそんなことないか。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 14時44分

再開 14時45分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開します。

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

最終の運営協議会のほうは、今後まだ予定されております。会長のほうにはこの方針については説明させていただいて、その方向でというようなことをいただいております。

ます。次の会の際にきちんと説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

もう広まってきたら遅いん違いますか。あらかじめ言うといったら問題なかったん違うかなと。嫌な思いされませんか、心配するやけど。

令和7年度からの選書基準と除斥基準を示していただきたいんですけども、誰が最終的に決めることになりますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えさせていただきます。

現在、図書館協議会の委員のほうに諮問をかけておりまして、異議がなければ教育委員会の定例会で提案し、決定をいたします。令和7年度4月からその基準にのっとり選書と除斥を行っていく予定となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

選書についてでありますけども、この分野に偏ることなくというのであれば、町民からの要望にも応えられる体制も必要ではないでしょうか、いかがですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

御質問にお答えします。

現在、各図書施設のほうに御意見箱というものを設置しております。町民の方から御要望をいただいておりますので、その御要望のほうについてはお答えさせていただいております。御意見箱のそばにお答えのほうも置かせていただいておりますので、御覧いただいております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

しばらくお待ちください。

傍聴者にお伝えします。私たちは一生懸命にやっているので、変なジェスチャーなどしないでください。

14番、増谷憲君。

○ 1 4 番（増谷 憲）

町民からの要望と回答についてなんですが、これは出していただけることは可能なのでしょうか、お答えください。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

御要望につきましては、お名前を記載していただいている方も記載されておられない方もございますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

1 4 番、増谷憲君。

○ 1 4 番（増谷 憲）

あわせて、どれぐらいの回答というか意見が来てるんですか。分かりますか。分かなければ、また後日教えてください。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

この御意見箱につきましては、今年 1 月の中旬頃から設置をさせていただいておりますので、件数的にはそんなに多くございません。帰って調べたら、件数のほうは出ますので、またお知らせさせていただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

1 4 番、増谷憲君。

○ 1 4 番（増谷 憲）

傍聴に関してなんですが、傍聴規定がないということで教育委員会の定例会で協議するということでありました。これは前向きに考えていくということだと思ふんですけども、いつの教育委員会の定例会で決定される見通しか教えていただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

御質問にお答えさせていただきます。

3 月の教育委員会定例会で諮ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

1 4 番、増谷憲君。

○ 1 4 番（増谷 憲）

図書館司書について再度言っておきたいんですけども、去年の 6 月 1 8 日に衆議院の公立図書館の振興に関する質問主意書というのが議員から出てるんです。これが図

書館の3要素ということで、人と資材と施設が取り上げられており、近年、公立図書館の正規職員比率が低くなって、非正規雇用、指定管理者制度により一択化が進んでいる。地方自治の原則を踏まえると、国民の教育と文化の発展のためにナショナルミニマムとして国が定めるべきであると述べているんです。ということから、図書館の図書館司書の必置規定定数化の明記とかいろいろ提案されてるんです。

だから、昔、図書館司書も明記されてあったんですよ、人数とか、それが廃止されてるんですよ。だから、またちゃんと明記するようにさせれば、私はもっとはっきりしていいものに正規の職員として採用しやすくなってくると思います。

それで最後に、ウィキペディア、フリー百科事典を御存じですよ、ネットでよく調べるのに使うような。そこに有田川ライブラリーの説明記事が載ってるんです。それを見ますと、有田川ライブラリーが大変評価されています。ブックスタートの年齢に応じた読書支援は図書館の全国大会で表彰され、高い評価を受けています。もう一つは、皆さんも御存じの絵本のまちづくりは、絵本のひとづくりとして全国から高く評価されております。文科省でも推奨されている学校図書館と公共図書館がつながっているからひとづくり、まちづくりができていないのではないのでしょうかという評価なんです。だから、大変すごいなと思って。ですから、このような取組を一層進める上でも正規の図書館司書を配置していただきますよう申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

以上で、14番、増谷憲君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 14時51分

再開 15時00分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………通告順5番 13番（堀江眞智子）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、13番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

堀江眞智子君の質問は、一問一答形式です。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回は、2つのことについて質問をさせていただきます。それでは、質問に入ります。

まず最初に、介護保険制度について質問をさせていただきます。

2025年をめどとした地域包括システムは実現しているのかについてであります。

国は、地域包括ケアシステムの構築について、団塊世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制の実現と述べ、地域包括ケアシステムの想定として、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域とし、具体的には中学校区単位としていました。私は中学校区単位で医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制ができているとは思われないのですが、それは今年1月19日に厚生労働省が、2040年のサービス提供体制の在り方の検討会で、大きなテーマとして各地域の状況に応じたサービスモデルの構築、各地域に合う支援策の立案を挙げ、全国一律の施策だけでは対応し切れないという認識を持っています。

特に気にかかるのは、既に介護ニーズが減少局面に入っている中山間人口減少地域を想定して議論を進めようとしていることです。本町は面積が広く、山間地も多く、高齢者も多くそこに住んでいます。現在は介護ニーズも高いのですが、15年後の2040年には介護ニーズが減少すると考えていることが問題だと思います。このような厚生労働省の考え方は、2025年をめどとした地域包括システムが実現しないことを表していると考えますが、本町では国の想定している地域包括ケアシステムが構築されていると考えているのでしょうか。

また、本町でも重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制をつくることは切実な課題だと思います。しかし、介護事業所等は人員不足という大きな課題を抱えています。このままでは介護支援が必要な方でも適切な介護が受けられないことにつながりかねないと危惧します。本町として、国に対して介護職員に対し、全産業平均月額並みの月額になるよう大きな処遇改善、特に訪問介護のマイナス改定を中止するよう働きかける考えはありますか。

また、1市3町で介護に関わる職員の大幅な処遇改善について協議する場を設けるとともに、独自の処遇改善施策を検討する考えはありますかについてですが、国に介護職員の処遇改善等を進めさせ、高齢者によりよい介護ができるようにしたいという願いは本町だけでなく、有田圏域の1市3町の共通の願いでもあると思います。介護職員の処遇改善を一層強く求めるために、1市3町が協働することが望ましいと考えます。本町が1市2町に呼びかけて、国に対して処遇改善を求めるとともに、1市3町として独自に処遇改善ができないか検討する考えはありますか。

次に、教育費の増額について質問をさせていただきます。

小中学校での給食費無償化は、子供1人当たり年間4万円以上の負担減となり、多くの保護者から歓迎の声が聞こえてきます。特に子供さんが多い家庭にとっては負担が大きく減少して、生活そのものに余裕が出てきているのではないかと思います。給

食の無償化を実現していただき、本当に感謝申し上げます。しかし、子供たちが学ぶに当たっては、様々な教材や教具を購入しなければなりません。例えば、漢字・計算ドリル、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、習字セット、絵具セット、裁縫セットなどです。どの教材、教具とも学習にとって必要なものですから、ほとんどの子供は新しく購入しているようです。中には兄や姉のものを譲り受けるかなどしている子供もいるように聞いています。ほかにも学習のためにということで購入している者もあると思います。それが各学年によって、担当の教諭によっても違ってくるとは思います。年間となると1万円を超える金額になると思われます。

なお、私の夫も教師をしていましたが、30年以上前には学習プリントの用紙を学級費として集金していたそうですが、今では町で用紙を一括購入して、子供からは集金していないというようにも聞いています。これは保護者負担軽減策の一つだと考えます。教育委員会としても、教育費の保護者負担軽減については、様々な観点から検討されていると思いますが、現時点での考えを教えてください。

教育委員会が教育費の保護者負担の軽減策を講じるために、町として教育予算をさらに増額する考えはありますかということを知りたいと思います。

給食無償化の予算は、教育予算全体の中でも大きな割合を占めています。それだけに現状の予算では、教育委員会独自の施策は限定されます。教育委員会が新たに教育費の保護者負担の軽減策を講じようと思えば、教育予算を増額することが求められ、新しい施策を講じるためには、町に遠慮しなければならないというような感じであると私は考えています。今すぐに予算を増額することを求めるものではありませんが、教育委員会から予算の増額を求められれば、町として教育委員会の要望に応える考えはあるのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、堀江議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の介護保険制度の地域包括ケアシステムについてでありますけども、医師会や介護事業所と顔の見える関係づくりを構築し、地域包括ケアシステムの実現のため、常に連携できる体制を築くよう取り組んでまいります。

また、高齢者への介護予防啓発を重視し、老人クラブや地域の集まりの場を支援することにより、地域の高齢者同士の支え合いを推進し、地域の自助や互助の強化を目指し、現在取り組んでいるところであります。

次に、介護職員が減少した理由につきましては、他業種との賃金格差や激しい人材獲得競争などが考えられるところであります。

次に、介護職員の処遇改善に係る働きかけについては、1つ、介護労働者に対する

介護報酬、労働条件等を改善するとともに、保険料に及ぼす影響について十分配慮されたい。２つ、事業者が定着しづらい中山間地域においても、介護サービスが適切に提供されるよう、介護報酬の本体部分及び加算の増額を行うとともに、事業者への支援を拡充されたいと町村会を通じて要望書を提出しており、今後も継続して要望していきたいと考えます。

次に、１市３町で介護職員の処遇改善に係る協議及び独自の処遇改善策につきましては、現在のところは難しいと考えておりますけれども、町村会を通じ国に対する影向は継続して実施していきたいと考えております。

また、有田川町内の施設連絡協議会や社会福祉協議会と定期的に介護現場の懸案事項について協議をする場を設けており、事業者の意見を丁寧に聞きながら、支援できることがあれば支援していきたいと考えております。

次に、保護者負担の軽減対策としまして、教育予算を増額する考えについてでございますけれども、生活が困窮している御家庭には、就学援助の制度を利用していただけです。また、昨年から給食費の無償化も始めました。今後につきましても教育の充実には特に力を入れてやっていきたいと思っております。

次に、教育費の保護者軽減負担についてであります。教育長に答弁をさせたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

教育費の増額について、教育費の保護者負担軽減について教育委員会としての考えはにつきましては、当町で取り組んでいる主なものといたしまして、昨年１０月より県の公立学校給食費無償化事業支援金を活用し、町内小中学校の児童生徒の給食費無償化に取り組んでおるところでございます。

また、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しましては、学用品費や通学用品費等の給付のほか、日本スポーツ振興センター共済掛金と小学校社会科副読本負担金については、保護者負担を免除してございます。加えて令和７年度予算には、新しく学童クラブの利用料について、要保護世帯は全額を、準要保護世帯は半額を給付する予算を計上させていただいています。今後も、国や県、他の自治体の動向を注視しながら、予算の範囲内において保護者負担の軽減を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

１３番、堀江眞智子君。

○１３番（堀江眞智子）

再質問に入る前にすみません。介護保険制度の2についての文章を読み忘れたので、今から読ませていただきます。

2023年の介護サービス施設事業所調査では、要支援・要介護の認定者は約8万人増加しているのに、職員は2.9万人減少しているのはどのような理由からだと言えるかという質問です。

介護事業所の人員不足は、今大きな問題となっていますが、厚生労働省の2023年介護サービス施設事業所調査では、2023年10月1日の介護職員数は前年数から2.9万人減少して212万6,000人でした。一方、要支援・要介護の認定者は、2022年に比べ約8万人増えているのですから、介護ニーズに応えられるのかと大変不安に思っています。

介護職員が減少した要因の1つが、遅々として進まない介護職員の処遇改善にあると思います。介護職員の平均月額、全産業平均月額と比べると6.9万円も低いのであります。若者観では、コストパフォーマンスのよしあしが職業選択の基準の一つになっていますので、全産業平均月額と比べると6.9万円も低い介護職は選ばれにくい状況にあると思われます。特に問題なのは、訪問介護の報酬がマイナス改定されることでもあります。

また、全国では2024年の介護事業所の倒産件数が172件もあり、その中でも訪問介護の倒産が急増しているのです。このような状況が続けば、ますます介護ニーズに応えられなくなることは必至です。このことで、この介護保険制度を25年ほど前に導入されましたが、このときは町を挙げて各地域で説明会を開くというようなことも、こちらにおられる課長の方もその時担当をしていたので御存じだと思いますが、そのときに前にも述べましたが、うちの地域の子供さんのいない夫婦なんですけども、この介護保険ができて、もう将来は子供がいてないけども何とかやるうってすごく安心の言葉をそのとき述べられたんです。今はどのように思っているかも分かりませんけれども、そういうことで町を挙げての説明会をしたわけです。

この地域では、ヘルパー事業とか介護施設で介護を受けずに家で暮らせるなら家で暮らして、ヘルパーさんに来てもらって生活ができるというのを続けていきたいのに、このヘルパー事業所の算定が少なくなると、ヘルパー事業所自体、ヘルパーになる人自体減っていくと思われます。今、介護事業所のしみず園も問題になっていますが、大きな施設でさえも経営困難だということで撤退をしたいというような意見もありましたが、その中で言ったら、どんだけ委託費を積めるかということがもう最重要なお金の問題になってくると思うんです。ヘルパーさんがいなくなれば、本当に介護保険制度というのもずたずたになってしまうと思うので、町村会を通じて国に意見を述べていただいているということですが、町から挙げる意見と全く同じような意見を挙げてくれているかといったら、私資料で見たところ違うような気がするんです。

和歌山県の医療労働組合連合会というところが要請書というのを挙げたいというよ

うに思っているんですけれども、その中にでも、訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を行うよう国に意見書を提出してほしいということを求めているんです。このことは重要な今年の課題だと思うので、その要望を県の町村会から出していただくように、くれぐれも町長のほうから言っていただきたいと思います。そして、それも出すものを必ず目を通してもらえるようにしてもらって、その意見が通るのかどうかというのを見てもらいたいと思うんですがいかがですか、町長。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

しっかり見させていただいて、町村会を通じて要望していきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

介護保険はすごくいろいろな問題がありますが、やっぱり国がお金を出す部分、自分たちの保険料と利用料とで運営をしているというところが大問題だと思うので、国のお金を出す部分を大きくしてもらわなければいけないと思います。そのことについても今後続けて要望していただきたいと思います。もううなずいてくれたので、そういうことだと思いますので答弁は結構です。

次に、教育費の増額について再質問をさせていただきます。

本当に給食費無償化、率先して進めてくれて、県も進めてくれるということで町も進めてくれるということになったのですが、それをするにより町の持ち出しも6,000万円ほどあるということで、大きな出費になると思うんですけれども、昨日も物価高のニュースで幾つかの値上げとかがまたあるということで、これももう何回目からなというように思うんです。お子さんをお持ちの家庭では、食べ盛りの子供がいると、食費、お菓子、いろんなものが高くなっているということで大変なことやと思うんです。それで、学校でいろいろ購入しなければならないものとかあると思うんですけれども、できるだけ補助ができるような形を取っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

堀江議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

教育費予算の限りがある中で、今後も保護者負担の軽減のほうは検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

それで最後に質問させていただきました、教育委員会が新たに教育費の保護者負担の軽減策を講じようと思えば、教育予算を増額することが求められていますが、この保護者負担の軽減策と、そしてまた教育委員会が求めるその施策についての予算、これからも制限することなくつけていっていただきたいと思うんです。

私これ、3年ほど前に質問をさせていただいて、子供たちの学校のトイレが洋式化されたので、便座が暖房でなければ、女子は毎回便座でトイレをするので、座るとすごく冷たいんです。男の人には分からないかも知れないんですけども、それで暖房便座をつけていただいていたんですけども、これが遅々として進まない。今、学校施設のトイレの設置状況を調べていただきましたところ、田殿小学校は新しく造ったときに、もう暖房便座の普及があったのか全部暖房便座になっているわけです。なのであとは残りは小学校で105校、それから中学校で114校となっています。この暖房便座は本体だけなら、1つ1万円もしないと思いますので、200万円ほどでできることであります。あとは工事費次第だと思われます。教育委員会が遠慮せず財政に求めれば、このことについてはそういう何年も何年も待たせるのではなく、一遍に取り付けるといようなことを検討してほしいと思いますが、総務政策部長どうでしょうか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

堀江議員の再質問にお答えさせていただきます。

もちろん教育委員会から計画をもって要望していただいたら、全体の予算の中で考えて配分して予算づけになるかと思いますが、検討させていただきます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

ぜひ子供たちのためには、子供の育てやすい有田川町というのがステータスになって、若い人が移り住んでくれる、あと不動産屋さんとかも土地の開発にたくさん着手してくれているので、住みやすいまちづくりがこの子育てしやすいまちづくり、それがひいては人口の増える町となっていくと思いますので、ぜひとも進めていただきたいなと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

以上で、13番、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

ここで皆様にお諮りします。

本日の会議時間は、都合により、あらかじめ2時間、午後7時まで延長したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

2名以上の異議がありますので、挙手によって採決します。

本日は2時間延長することに賛成の方は挙手願います。

〔「理由を言うてくれな分からん」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

失礼しました。

通告者の人数は今までどおり7人であります。そして、町長が明日、何でも行かんなん用事もありますし、このまま続行でやりたいと思いますが。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

そしたら、この一般質問、今回は2日取ってなかったんですか。

○議長（谷畑 進）

2日間あります。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

取ってるんやろ。そしたら、延ばしてするとかじゃなくて、時間が足りやんのやったら明日に延ばすとかそういうことができる。

町長もこの議会に入ってたなら、何が何でも出やなあかんということがあるんやったら、副町長が代理とかでできるはずなんやでって私は思います。

○議長（谷畑 進）

両者、皆何が何でもというのがありますんで、もうこれ挙手で決めたいと思います。よろしいでしょうか。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

何が何でもって、この議会の日程を決めてる以上は、その日程の中で開けていくんが当たり前と違うんかな。町長も後で入ったんか、今までの慣例で1日で済むやろうという判断の下で明日東京へ行くというのを決めたんかもしれませんが、それはおかしいん違うの、ちゃんと日程があるのやから。それはどう思いますか。

○議長（谷畑 進）

そこを皆さんにお諮りしたいところであります。

もう挙手によって決めて、5時まで会議をします。

もう一度採決します。

本日は2時間延長することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

9人であります。挙手多数であります。

したがって、本日は2時間延長することに可決されました。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 15時29分

再開 15時30分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………通告順6番 2番（栗山昌之）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、2番、栗山昌之君の一般質問を許可します。

栗山昌之君の質問は、一問一答形式です。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

2番、栗山です。議長の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

有田川町でも、子育て支援策と呼ばれる施策を多く実施していますが、第2次長期総合計画（後期）において、施策の6として、ページとすれば56ページですけども、示されております。全国においても、ばらまきに近いのではないかという施策も多くなっていると思います。有田川町の子育て支援策としてはどのように考えられていますか。

また、近隣の市町での支援に対して、全体として有田川町が一番の支援をしているという以前、これは令和4年第1回の議会だったと思うんですけども、町長が答弁されていると思います。現状ではどうでしょうか。

また、令和6年6月議会で質問させていただきましたが、こども誰でも通園制度の準備というのはできておりますか。この施策についても重要な要素を含んでおります。できるならば育休退園や保育の関係で第2子や第3子の出産を控える保護者というのがないようによい施策を推進していただきたいと思うのですがいかがですか。

2番目といたしまして、次に今年の1月及び2月に開催されました臨時議会で、2度も否決された都市公園・防災公園の用地買収に関連してですが、1回目の臨時議会中に全員協議会で仮契約書の提示を求めましたが、文書開示請求をしてくださいということで、その時点で見せていただくことができませんでした。はっきり言うと、仮

契約の内容を確認することができなかったということです。そして、2回目の臨時議会で、別の議員が仮契約書の提示を求めると、全員協議会後の回収を条件にということで開示されました。これは公開秘匿となる陰影の非公開部分があるためということでありました。この扱いの違いは何だったのか説明していただきたいと思います。

なお、仮契約書の中にも、我々議員が見た中でいかななものかという記載がありました。この契約の原案は原課、原課ということは建設課ですね、で作成されたものでしょうか。もしくは、契約相手が作成したものなのでしょうか。

第1回議会の終了後、私は仮契約書と同時に起案文書の開示請求を行いました。この中で、この土地を選択した理由、購入予定金額の算出基準、これははっきり言わずと土地鑑定資料ですね、などが全く示されておりました。以前に決裁を取っているのであれば、その決裁をつけて最終の起案となるということではないでしょうか。

基本的には、個人情報保護法に触れるもの以外は、住民への公開が原則だと思います。今回開示された文書では、場所の決定の理由、金額の根拠などが不明なものがありました。どのようにお考えですか。

また、公印の関係についてですが、起案文書に公印の押印個数と押印した責任者の氏名等が分からないと思います。押印の管理がなされているのでしょうか。

なお、公文書でありながら契約書、これは仮契約書において捨印が押されておりました。捨印というのは、御存じだと思うんですけども、文書途中で一字訂正とか、何字抹消とかいうようなことが書いて、それが了解というようなことを先に了解を得るというような便宜的なものであります。

第2回の全員協議会で、法的に問題がなければいいではないかという議員もおられました、契約書等に対する捨印についての考え方をお示してください。

起案の内容や公印の押印に関しては、大事なものだと思います。このような文書に対する研修等はなされていますか。

3年前、一般質問でコンプライアンスについて質問いたしましたが、執行部のコンプライアンスについて説明をお願いいたします。

職員の研修はどのように、どれぐらい行われていますか。今回のことを踏まえて人事介入はしたくありませんが、法制専門員の配置が必要ではありませんか。

最後に、今回の臨時議会で長期総合計画での総事業費はどうかという質問に対して、土地の購入のみで、その後の計画費用は積算していないとの回答でしたが、本来、積算があって総経費を算出した後、行うものではないのでしょうか。

これを第一弾として、壇上での質問はこれで終了させていただきます。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、栗山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の子育て等施策の確認と周辺市町村の状況についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、全国的に見て、子育て世代の経済的支援の目的で祝い金等の支給を行っている市町村が増えてきていることは認識しております。当町を含め近隣市町村においても金額に差はあるものの、子育て世帯の経済的支援の目的で祝い金の支給等を行っているところであります。町といたしましては、子育て世帯の経済的支援も大事であると考えているところでありますが、安心して子供を産み育てることが出来る環境整備が重要と考えており、様々な子育て支援策を実施しているところであります。

教育面では、保育内容・学校教育の充実や保育士・教職員の人材育成に力を入れて取り組むと同時に、子供たちにあらゆる機会、あらゆる場所を利用して文化的教養を高め得るような環境づくりに努めています。

次に、近隣市町村に比べどのぐらい充実しているかについてでございますけれども、各市町ともにそれぞれの市町に応じた支援制度を実施しており、充実度を比較することは困難であると思われま

す。当町で力を入れていることは、妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援として、産前・産後サポート事業や産後ケア事業、乳幼児健診、こどもの健康相談・療育相談、そだちの相談などを実施しております。

また近年、不登校児童の増加や児童虐待の増加等が見られるため、学校生活への復帰を援助するため教育支援センター「ファイン」、臨床心理士による子供と親の相談事業「ブルーム」を行っているほか、きび保健福祉センターの「エルベース」において、児童の相談、居場所づくり事業、心理相談などを行っております。新年度予算が承認されれば、児童虐待家庭の居場所づくり事業や産婦健診・1か月児健診に対する助成を開始したいと考えております。

教育施策では、保育士や教職員の指導力向上により、保育内容をより充実させることや学力や体力向上、生徒指導上の問題や虐待・不登校などへの対応能力を高めることを目的に、「教育最先端化1000日プロジェクト」や各小中学校へ特色ある教育活動や環境学習を推進するため、教育活動奨励交付金を交付しております。

社会教育事業では、子供たちが家庭では体験や経験できないことを中心に事業を設定しています。また、「子どもを守る日」を設定して、地域ぐるみで事故や事件から子供を守ろうという取組も本町独自の取組であります。

誰でも保育の準備としてどのような検討をどこまで計画しているのかについてでありますけれども、教育長に答弁をさせます。

次に、都市公園の用地買収に関する臨時議会における全員協議会での仮契約書の提示についてでございますが、2回目の全員協議会において、議長からの指示により議会へ資料提供依頼があったためであると認識しております。

次に、今回の土地購入の仮契約書の原案については、建設課で作成しております。また、開示請求された土地購入の仮契約書の起案文書に、その前段で決裁済みの土地選定理由や不動産鑑定の決裁文書を添付していなかった点につきましては、問題ないと考えております。

また、捨印の考え方についてであります。双方が合意の上、捨印を押すこと自体は問題ないものと認識しており、工事請負契約など契約締結時には慣習的に捨印を押しております。しかしながら、栗山議員の御指摘もいただきましたので、今後の取扱いにつきましては、十分に検討してまいりたいと考えております。

有田川町における文書の起案や公印の取扱いなどについては、有田川町決裁規程や有田川町文書取扱規程、有田川町公印規程などに基つき、事務を進めております。適切な文書管理、押印の管理につきましては、先日も庁議を通じ、その徹底を指示したところであります。

町職員のコンプライアンスにつきましては、令和5年2月に策定した有田川町コンプライアンス行動指針に基つき徹底を図っており、昨年度は全職員を対象に、本年度は管理職を対象とした研修を実施しているところであります。

また、法制を専門による職員の配置については、現在のところ予定しておりません。法制に関する研修については、和歌山県市町村職員研修協議会が開催する法制執務研修を職員向けに周知し、参加を希望する職員については、適宜参加させております。

3点目の防災公園の今後の計画についてでございますけれども、本町においては公園がまだまだ不足しております。都市公園条例において、住民1人当たりの公園の敷地面積が10平方メートル以上と規定されていますけれども、有田川町では必要とする公園面積の10%程度しか公園がございません。そのため、まちづくりの住民アンケート等を行っても、公園が少ない、子供が安全に遊べる場所が欲しいといった声をよく聞きます。それに加え、近年の大規模災害に備えるため、防災の重要性を考慮した防災公園の整備が必要であることは間違いありません。平常時は誰もが利用しやすい場所として、また災害時には有効に機能する場所となるように、地域にとっても最適な公園づくりを目指していきたいと思います。

今回の公園の概算事業費については、概略の基本計画を行った段階であり、これから住民の皆さんとワークショップを行い、その中で出た意見を参考に基本設計を行い、公園の中身を決定し事業費を算出していく予定でありました。というのも、ワークショップで出た意見によっては、公園の中身が大きく変わることがあり、それによって事業費も左右されるため基本設計を待って発表するつもりでありました。ただ、公共事業には透明性や客観性併せて事業の効率性を求められ、公園についても例外でなく、快適な生活環境をつくり、日常生活における様々な活動の場や災害時における一時避難地となるなど役割があり、公園整備をする上で生じる価値をはかる必要が高くなっています。

このような背景の下、国土交通省において新規事業採択時の評価に当たっての評価指標や判断基準が定められています。今回の防災公園についても、公園費用対効果分析手法マニュアルに基づき費用便益を行っております。その中では、公園整備を行うことによる効果として、公園を利用する利用価値、景観の向上・環境を改善する環境価値、災害時に有効に機能する防災価値を算出し、費用として用地費、建設費、供用から50年間の維持費を対象として費用便益比を出しており、その中ではかかる費用以上に公園整備による効果の便益が下回ることはないよう計画しておりました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

栗山議員の御質問にお答えいたします。

誰でも保育の準備としてどのような検討をどこまで計画しているのかにつきましては、こども誰でも通園制度につきまして、本年3月に入り、ようやく国から実施要綱（案）が示されたところでございます。現在は、令和8年度からの実施に向け、体制を具体化しているところであります。また、通常の保育に影響が出ないように配慮しながら、今後設計してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

再質問させていただきたいと思います。

ただ今回、事象と言うんですか、防災公園の土地購入に関することではあったのですが、そのこと自身についてはもう結論が出ているのでくどくどという話ではないと思っております。それも踏まえておいていただきたいと思うのですが、まず最初に、1番のほうなんですけど、有田川町がこの付近で一番住みよい町ということであるため、今後の施策を考えていくことに全国の施策を考え、また新たな取組を考えていていただきたいと。前回、ALECの民営化について結果的に否定になったんですけれども、町民にとって最良の方法を熟慮して対応して欲しいと思います。それで、国が教育予算も向上に力を入れ始めていると思いますが、町としてもそれ以上に教育に力を入れて欲しいと思います。

具体的にこれやあれやと言いだしたらきりないんで、それは申し上げませんが、それとやはり問題なのは、誰でも保育について、これ教育長、すみませんけども、全国で一番の対応だと言われるぐらい施策を講じていていただきたい。モデルになるよというぐらいまでいろいろ頑張って、誰も文句言わへんねんというぐらいまで頑張っていていただきたいと思っております。

福祉保健部長と教育長に、今後、どんな対応をしたいよって思ってるんかというのを一言ずつ述べていただけたらというように思います。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

栗山議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

今後の対応ということなんですけども、長の答弁の中にもありましたんですけども、子育て支援に関しましては、妊娠期から子育て期に係る切り目のない支援を実施していくことが重要と考えてございます。このため、まずは現在いろいろな事業を実施しておりますが、それらの事業を継続して実施していくこと、事業を実施していく中で、当然、改善すべき点とかというのが見つかってくると思います。そういった点が見つければ改善していくこと、それから事業を実施する中で利用されている方からいろいろな要望とかもあるかも分かりません。そういう要望があったときには、またその要望に対する対応を行っていくと、こういうことが重要になってくるのかなと思います。

また、子育て支援策で国とか県の制度というのが年々変わってまいります。国や県の動向を注視するとともに、制度が変わればそれに合わせた対応を行っていく。それから、子育て支援のメニューというのも新しいものが次から次へと出てまいります。そういったものの中で、有田川町に合ったものがあれば取り入れていくことが重要であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

こども誰でも通園制度につきましては、精いっぱい頑張りたいと思うんですけども、これは一方で、全国一律に制度をするというような基準もございますので、できる限り頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます。

一生懸命有田川町がこの付近ではもう一番住みよい町やというのを死守していただきたいというんですか、という言い方をしたらまた語弊があるかも知れませんが、それで一番住みよいわということが続けていっていただきたいと思いますので、それには十分検討して行ってほしいと思います。

次に、2番目のところなんですけども、お答えいただいたところで、1回目の臨時議会のときに開示請求してもらわなんだからって言われた理由は何かというのを私が聞きたかったんで、2回目に見せていただいたのは当然のことやと思うんですけど、1回目に関示請求してくれなんだからということの返答を得たというか、そういうように言われたんで、それはなぜかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

栗山議員の再質問にお答えさせていただきます。

1回目の臨時議会のときには、自分のほうにも知識が乏しかったんで開示請求を行ってくださいということで、そのときに議長から言われてたら出せるということは僕の知識の中で知り得なかったんで申し訳なかったんですけど、そういうことでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ここで1個問題にしたいのは何かというと、2回目の臨時議会のときに出していたんやけども、その出していただいた内容によって話をやってる中で、変更契約をせんとあかんというような話がずっと進んだと思うんです。あれ1回目のときに、そういうような変更契約やの何やのというの、中身分からんからそのままずっといいのかと思いますので、今後こういうふうに仮契約というのが正しいかどうかというのはあれなんですけども、行うときには当然のことながら中身を見せていただいてというのは十分必要やと思いますので、今後こういうふうに議会の承認を得る時点になったときには、それを出していただきたいと思います。

それと、今ふと思ったのは、契約書を出していただいているんですけど、あれB4判やったと思うんですけども、何でB判になってるのかな。普通A判でやるんと違うんかな。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

その大きさの規定はないと考えておるんですが。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

契約書自体の問題じゃなくて、普通今もう一般的に行政で回るのは全部A判でいってると思うんやけども、なぜあれだけB判になってるのかなというのがあったんで、規定がないんやったらA判でやってもいいんと違うんかなと思うんやけど。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

その辺はまた勉強させてもらって対応させていただきます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

次に、公印の押印数という格好で聞かせていただきたいと思うんですけども、普通決裁を取って公印を押すという行為になると思うんですけども、そのときに捨印の数までカウントしてあるんかどうかというのをお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

押印管理については、数までは管理してございません。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

数は。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

押印の数を管理してございません。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

押印の数を管理しとかなんだら、幾つでもぼんぼん押していいんかいというようになると思うんで、それは管理してなんだらおかしいん違うんかなと思うんやけどいかなもんですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

公印の管理につきましては、もちろん議員の釈迦に説法やと思うんですが、稟議を

取ります、承認をいただいて、その稟議に伴う決済権者が最終決裁します。その決裁について、公印申請が上げられていれば公印を審査して押します。その公印審査につきましては、稟議を取って許可を得たものから逸脱したものへは押していないかというところが一番大事かなと思います。公印の数の管理についてはしてはございません。

ただ、先ほど長の答弁にもありましたけれども、今回、栗山議員に御指摘いただきまして、今後考えていきたいと考えております。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

それしっかりカウントしといってもらわなったら、要らんとこに押してそのまま使われるということもあるんで、それも本当に愚の骨頂やと思います。私たちという言い方をしていいんか分かりませんが、副町長も御存じやと思うんやけども、県であれば何個、何通というところまで書いて、それを確認した者が押印して、これ間違いないですよという証拠をやってるんですよ。だから、それぐらい貴重なものと違うんかなと、町長印ですよ。だから、そういうところはちゃんとやっといっていたきたいというのは本当に思うことと、この押印の個数だけでなく、捨印ということに対してもう一つ大事なことは、捨印というのは何のためにやってるんかというのをもう一回分かってるんやったら説明していただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

捨印については、昔から慣例で押していました。今回も栗山議員の御指摘を受けて、今後はそれを見直していきたいと考えております。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

議員がちょっと指摘して、それで直していく、それは改善していくということやったらそれはそれでいいんですけども、捨印といたら何のためにやってるんか御存じですよ。修正文字とか契約の内容を変更したときに、何字修正、何字加筆、そういうことで、それは双方が了解したよというための判こやと思うんですけども。ということですよ。これ言うたら悪いけど、それたとえ今まであったんかなかったんかそれは知りませんが、捨印を使って何字修正、何字加筆ということがあったら、それはもう一回決裁はとったんですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

契約時点でもう明らかに分かっているところ、稟議を回すときから分かっているものというのは捨印、修正印とか押して修正してはございます。ただ、契約に際して内容が変わるでありますとかというのは、決裁を取り直しという形になります。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

一字一句の話も契約の内容のやつも、結局、捨印を押しちゃったら何でもできるんですよ。ということで、捨印を押しちゃったら何でもできるというやつもそうなんですけども、それを修正したら一字一句修正とかというのは起案のところへ戻ってくるんですか。契約書自身も修正するかも分らんけども、こういうような格好で起案しましたというやつへ戻ってくるんですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

今はもう残ってないぐらいの古い慣習です。そのときは本当にこの印刷物というのは貴重というか、ある程度のひな形があって、その契約に関することはこの行を消すであるとかというときは、もうこの案につける稟議の段階で何字抹消、何字というところで訂正しているものであると考えます。その習慣というのが、本当に議員おっしゃるとおり、いろんな研修を受けて、今、時代に即したことでやっていけばよかったんですが、ただその悪意のないままに引き継ぎ、引き継ぎ、その契約については捨印をもらっていたというのが事実であります。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

今、捨印は今までの慣習に従ってというのもそうなんですけども、その訂正の前に契約書というのは、起案やった文章の中身と同じでなかったらあきませんよね。それをちゃんと一字一句間違いないかどうかという読み合わせ、校合、校正というのと一緒になんですけども、それで読み合わせとやってやるんですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

普通は間違いないかというところで読み合わせをしてするんですが、抜かっている場合も多々あるので、これからは徹底してまいります。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

すみませんけども、それは校合をやって読み合わせをやったよというときに、誰が読み合わせをやったというのを判を押したりとかというようなこと、それもできたらやっていただきたいと思うんですよ。

それでこのことに関してなんですけども、開示請求をいたしました。2回目の後の土地売買仮契約の変更契約、これ急遽決裁を取られたと思うんですけども、これで公印を押されたのは誰ですか、町長印。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

総務課長が押印管理していて、当課の起案者が押しました。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ここに開示請求したものがあるんですけども、公印使用承認、有田川町長印、総務課と書いて、ここ誰も判を押してないんやけども、これどないなってるんですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

すみません、押印漏れです。申し訳ございません。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

こんなん押印漏れってあったら具合悪いんちゃうの。そんなん簡単な話と違うと思うで。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

押印管理はしておるんです。ただ押印漏れです。申し訳ありません。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

この捨印のお話があった後、変更契約書のところに捨印はないんですけども、このときはどういう考えで捨印なしでやってるんですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

それについては、そのときにフジシマさんと中身について、その以前の会議とかで議員にも御指摘をいただいていたんで、チェックしまして、もう直すところはないということで捨印は押しておりません。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

ていうたら、普通の契約をするときにも、ちゃんときちっと突き合わせて捨印しないというのが一番正しい方法やと思います。それが今までそういうように出てるというのは非常におかしいと思うんですけども、それだけ違って、今回、大きくお聞きしたいところは、さっき町長がお話しいただいた中で、起案のところで理由とかそういうのがなかっても別途決裁とっちゃったらそれでいいよと言うけども、果たしてそうなんかなというように思います。というのは、変更契約のところに、これはもう一発で上がってきた分やと思うんですけども、何で変更するんかという理由が書かれてないんですよ。それはどうですか。

伺い文を読ませてもらいます。

表記の件について、別紙のとおり、土地売買仮契約の変更契約を締結してよろしいかお伺いします。何でこうするんやというのがいつも出てないんですけども、どうなんかな、それ。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

決裁の中に表記していくんが普通というか、表記しているのが好ましいと思うんですけども、この決裁でこの内容の変更契約書を見てもらって、これでいいですかということで決裁を回しております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

こういうようにしていいかやけども、その理由というのはいつも出てきてないんですけども、そんなんでもいいんですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

これからまたしっかり勉強して、きっちり対応できるようにしていきたいと考えて

おります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

今後の話じゃなくて、今回のやつも理由というのは何か、口頭で結構ですので言っていたいただけますか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

先ほども述べさせてもらったとおり、この内容で確認してもらって決裁していただけますかということで回していました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

内容でいいですかじゃなくて、この変更する理由というのを口頭でお答えください。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

変更する理由というのは、もともとフジシマさんが埋めていたところだけを対応してもらえということにしてたんですけども、いろんな御意見をいただいた中で、フジシマさんと再協議をさせてもらった後、全ての部分について何かが出てくれば対処いただけるということで合意に至りましたので、変更契約を結ばせていただきました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

それフジシマさんが対応してくれるからというのではなくて、我々というんか、執行部もそうなんですけども、町民のために町民の立場に立って、土地を買うときに何かあったら売主が責任持つ、担保するというのは通常当たり前のことやのに、何でそれが町と協議の結果というような状況になってたんかということ自身が不思議やけども、それを正しい方向に直すというのは分からんではないけども、なぜそういうような状況のまま置いてたんかというのが疑問なんで、その辺お答えください。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

必ずしも売主の責任とならない場合もあると考えられるため、この契約の定めのない事項、また疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるとしていました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

それ町民が、言うたら町のお金を払わんなんような可能性というのは、極力町民の立場に立ってみて、必ずしもそうしなければならないということないという話じゃなくて、そう持って行って話をせなんだらあかんのと違うんかな、初めから。何でそんな協議というような言葉が出てくるんかな。

この契約書を原課でつくったというようにおっしゃってましたけども、誰がこんな発想をしてるんですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

その辺は弁護士の先生にも法的なところも問い合わせまして、こういう契約書を作成いたしました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

こういうようにできるからやっても構わんからというときにやったら、町民の立場に立って向こうと話し合って、どうしてもあかんというんやったら、その理由をつけてせなんだらあかんのと違うんかな。これ業者と何かなれ合いやってるんちゃうかというようなイメージも感じます。

契約書の本文の中での話で、ちょっといかなもんかと思うところがありますので話をさせていただきます。

2 条下段で、ただし議会の議決を得られないときは、この仮契約書は無効となり、乙は一切の責任を負わないものとするというのがあるんですけども、これは1 月 2 1 日の段階で否決されたら、もうこれは無効になるというようになるんか、それとも、これは否決されたけども、このままでもう一度提案して、これはもう一度決裁を取ってますけども、これはそのまま生きてるからそのままいくというやり方と二通りに取れるんですよ。だから、こういうようなあやふやな書き方はおかしいん違うかなと思うんですけどどうですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

仮契約書の第2条に、ただし議会の可決が得られないときは、この仮契約は無効となり、乙は一切の責任を負わないものとするように、一度否決されたものは無効であると考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

一度否決されても、このままもう一度、再度提案やってということは読み取れるでしょう。否決されたら無効ですということは書かれてないんですよ。議決を得られないとき、1月21日には議決は得られなかったけども、今度2月の17日やったか、2回目のときに同じまま出して、これ再度起案せずにですよ、それで可決されたらそのまま行くということですか。だから、それ両方とも取れるんやから、それはきちっと書かなんたらあかんの違いますか、この議会においてというようなことを。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただし議会の可決が得られないときはということは、否決になったらってこちらとしては考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

そんなんやったら、議会で否決された場合はというように書いたら分かるのと違うの。何でそういう書き方をせんのかというのが1個あります。

いっぱいあるんで次々言いますけども、第4条で、土地と一体になっている工作物とあるのは何でしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

主なものとしては、土地を2分している河川というか谷があると思うんですけど、水が抜けていく谷があると思うんですけど、それを形成している水路の擁壁や石垣等

を指しております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

それと私もほかの地方公共団体の分で見させていただきましたけども、本来ここもう一つ、議決日という記入欄が必要や違うのかなと思うんよ。でないと、いつ本契約になったんかというのは契約書の中へ表れないんやけども、それについてはどう思いますか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

仮契約書の第2条に議会の可決を得たときに、この契約内容をもって本契約とするように、議決日が本契約日であり、相手方には本契約の確定通知と議案の中に議長が原本証明をしてくれている書類を渡す手続となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

そなん後でつけるというの、どこにも書いてないんと違うん。だから、議決日というて1個欄を設けて、そこへ議決された日を書くようにしといたらいん違うの。そなんを後につけんでも。そうやと思うんやけども。

それと次、もう一個別のを言わせていただきます。

用地補償一覧表、これは最初のときもそうなんですけども、仮契約書の案のときについている用地補償一覧表というのがあります。ここに用地面積とかいろいろあるんですけども、用地単価というのがあります。用地単価の単価算定というのがあります。雑種地単価2万1,000円、鑑定価格と書いてあって、掛けることの0.42、個別的要因格差率というのがあるんですけども、これでニアリーイコールで8,800円と単価が出てます。この鑑定単価というのもそうなんですけども、0.42というのは一体何なんですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

不動産鑑定士は、標準画地価格、元の算出している価格なんですけど、それに対象

不動産の個別的要因を加えて鑑定評価額を決定しております。個別的要因の中には、個別の画地条件があり、規模、大きさとか形であったり、実際今、凸凹があったりそういうことと、あと接道にされているとかで全ての補正率のトータルが0.42となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

そんなんトータルで0.42となってるというけども、みんな決裁を取った人、全部かかってるの。これ0.42というの、認識してないん違うの。これ0.42というのは、どういう格好で出てきたという根拠は欲しいんと違うんかな、どっかに。もしくは、どここの何の表に基づいてどうのこうのというのをつけとくべき違うんかなと思うんやけど。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

それについては、不動産鑑定士さんからいただいた書類がありますので、それで別に決裁を取っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

別に決裁を取っちゃうの。それまた開示請求をやってもいいか。開示請求させてもらうで。何か知らんけど、全部適当にやってるようにしか思えないんよ。判もらうんでもそうやし、判この数もあれやし、何でこの金額になったんやという根拠もいっこもない。別に決裁とってますというような話でいってるけど、それ森本部長とこだけと違うて、全般的にそうやと思うんですよ。きちっと根拠もあって、こうこうなってますというのは開示請求やったら、町民がそれを見て分かるような状況でなかったらおかしいん違うかな。これ何よ、この数字というのは、そんな状況で決裁とってるというのはおかしいと思うんで、それどうかな、井上部長。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

一連の流れの中で単価をどう決めた、どの部分についてはどういう単価にするという決裁を別に取ってるのであれば、別に差し支えないと思います。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

非常に長くなって悪いんですけども、そしたらどんな決裁を取ってるのかな。単価はこういうことでこうなりますというのを決裁とっちゃうの。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

まず、鑑定評価書というのがありまして、その中でどんな形であるとか、どんな高低差があるとか、そういういろんなものが載ってまして、そこに補正率とかの率とかが載ってまして、そこで最終的にどの数字を使いましたということが出てます。それに基づいて決裁はとっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

しつこいようで悪いけど、これ皆、決裁を回して判を押した人、それ全部分かってるのかな。そう思うんです。というのは、ちゃんと決裁を取るということはどういうことかという、こうこういうことでこうなりました、これがこうこういう理由で必要なんで買わせてもらいますというようなんが本来の決裁やと思うんよ。その要件がなかったら決裁にならへんと思うんよ。その辺ちゃんとしっかりしてもらいたいと思うんで、今回、思い切り言わせていただきました。

もう一つ、用悪水路というのは、もう無償のものと違うんかな、金額あるけど。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

用悪水路とか公衆用道路についても有償です。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

分かりました。

もう一つは、2 回目の臨時議会で同僚議員が指摘して、すぐさま同日中に修正契約が決裁とられました。そういう必要なことがあるんやったら、捨印とかというようなもんは要らんのと違うの。もう一回きちっと考えてほしいなと思う。それで、こんな指摘されて初めて、ああおかしいなというん違うて、自分らで研さんした中で考えていってもらわなんだら具合悪いと思うんよ。今まで一緒やったからという慣習に従

ってどんどん行くというのは愚の骨頂やと思います。そういうことも含めてやっていただきたいと思います。

これ重要文書というのは保管が副町長になってると思うんやけども、副町長、これどう思いますか。決裁のとり方もそうやし、全部文書のやり方というのは。

○議長（谷畑 進）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

答弁にもございましたように、事務の進め方につきましては、町の決裁規程、文書取扱規程、公印規程に基づいて進めているんですけども、栗山議員から文書の起案、公印・捨印の取扱い等、いろいろと御指摘いただきましたので、ここは十分に検討して、適切な処理をしてまいりたいと思ってございます。

それから、冒頭言われておりましたコンプライアンス研修なんですけれども、これもいろいろと御意見をいただいて全職員進めてきたところであります。もう一度とり戻って、ちょうどこのコンプライアンス研修をやりました行動指針というのにも、この文書の事務の取扱いというのも入っておりますので、もう一度きっちりと全職員研修を令和7年度でやってまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

もうちょっと続けて副町長に聞きますけども、コンプライアンスという意味、適格にお答えいただきたいと思うんです。短い言葉ではなくて内容を。

○議長（谷畑 進）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

このコンプライアンスの行動指針と今申し上げましたけれども、これによりますと、職員一人一人が行動する際に常に意識しなければならない事項を掲げてございます。それで公務中だけではなくて、これは私生活においても自ら行動を振り返っており、その行動を取っていくということが大事だろうと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

すみません。井上部長、しゃべりたがってないけども、以前、コンプライアンスのことでもお話をさせていただきましたけども、一般的な法令遵守というようには言われるんやけども、法令を守ればいいというだけではなくて、倫理観、公序良俗など、

社会的規範に従うということで公平公正に業務を行うことというのは意味してるんや  
というのを、職員さんは皆分かってるのかなと。それを徹底してくれてるのかなとい  
うのがあって、この言葉もどこかの議会で言わせていただいたと思うんですけども、  
ほんまに公序良俗って井上部長、分かりますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

もちろん、コンプライアンスというのはぱっと辞書を調べたら法令遵守と出てきま  
す。ただルールやマナーも含めて、それを守ることというのは先人が培ってきて、社  
会を住民が楽しく生きられるように考えてきた結果やと思います。それを崩すという  
ことは社会に反している行為やと思います。その旨をちゃんと管理職の研修の中でも  
管理職全員に伝えているつもりであります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

非常に長くなって悪いんやけども、慣習に従ってって、慣習って今まで培ってきた  
やつ、その中でいいとこ、悪いとこないかと。現在に振り返っていいの悪いのはい  
いか、どうやろうかというのを見ていくという力を持ってもらわなんだら意味ない  
と思うんよ。そういうところの研修をしっかりして行ってほしいんですよ。それは井  
上部長の管轄やのか、副町長の管轄やのか分かりませんが、県との話と云ったら  
よう分かってるのは副町長やさかいにそれをしっかり、県やったら文書事務の手引と  
いう冊子があって、その中には当たり前のように書かれていることなんで、もうそれ  
も昔の文書でも当たり前のように書かれていることなんで、そういうのをしっかりと  
やっていただかないと困るなと思います。

それともう一つ、もう二つあるけども、もう一つは町への要望書というのは区とか  
そんな文書で出してくださいというようにやってるんやけども、今回のやつなんか  
だったら、県からこれ大丈夫ですかといって文書で問い合わせ、文書で回答をもら  
ったということをやったんやないんよというのを思うんですわ。こんな文書で回  
答を求めたら、そのままほっとくということを県はせえへんと思うんやけど、そうい  
うような中でこうこういうような回答をいただいているんで大丈夫ですというような、  
こんな回答をいただけてますと出してもらおうような状況でなかったらあかんのと違  
うか。自分ら区長からやったら文書を出して要望書出せよ、要望書が出てこなんだら、  
うちやったら分からんでというような状況で、自分たちは口頭で聞きましたとかそ  
ういうんじゃないくて、ちゃんと文書で対応してもらおうようにしていただきたいと思  
います。

もうこれ突き詰めたらあれなんですけど、議会の最中、何回も県からオーケーをもらってるという言葉、いろんなところから聞きました。オーケーとは何やったんよって。文書はない、誰々に回答をもうた、電話で聞いた、それで終わってるのかなというのを思うんで、それどうやのか一回お答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

まず、冒頭言われた文書事務の手引、文書事務を私も久々に今回御指摘いただいたのでずっと一回読んでみてます。これをまた徹底していきたいなと考えてございます。

それから、県とのやり取りにつきましては、文書でのやり取りがなかったんじゃないかという御指摘のとおりでございます。今後ともその辺については十分協議をして、県ともきちっと対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

すみません。あとオーケーをもうたって、オーケーって何やったんよ。

○議長（谷畑 進）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

12月の時点の話ですか。

12月の時点では、口頭でのことだったんですよ。それで説明もさせていただいて進めてきたところなんです。その後は御指摘いただいて、何か確認できるものということで、これは原課のほうから県の担当課とも協議をする中で出てきたものでございます。そこで確認ができたということで提案もさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

これ言うたら、また問題になるかも分かんけど、県の担当者に聞いたというのは、ちゃんと文書で聞いて回答をもらわんだらあかんのちゃうかいというのは思うんで、もう一つ付け加えておきます。

もう一つ、もう一つて言うて、大分言い切って申し訳ないんやけども、実は全体計画はないというように言われてたけども、まだできてないって仮にでも金額はないんかと言うてましたけども、私も同僚議員に教えていただいて、社会資本総合整備計画

ということで防災安全交付金という、これ国への申請書やと思うんですけども、この申請書の中で15億2,100万円という全体計画の金額が出ちゃうけども、これは一体何やのというのを聞かせていただきたいんですけども。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

前回の全員協議会で正確な数字のことを求められていると考えておりましたんで、一応基本計画であればそこまで達していったということを返事させてもらったんですけど、町としましてはもと15億円で国へ申請している概算金額としての用地取得費、測量設計、基本設計、実施設計いろいろもろもろあるんですけど、外構まで入れて、それを積み上げた数字が15億円になっております。これが事業の目標額として補助をもらいに行く数字として、決定ではないんですけど、それで申請させていただきました。ちょっと言葉足らずで申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

全協やったか本会議やったか忘れちゃったけども、多分両方で言わせてもらったと思うんですけど、総経費というのは概算でもいいからないんかいって言うたら、積算してありませんというような返事を何回ももうたと思うんですけども、ちゃんとあるやないですか。概算でもいいから、額が変わってもいいというのは分かるけど、一体どれぐらいのめどやのという意味の数字もないんかいと言うたら、ありませんと言うたんじゃないですか。それ町民をだましてるんと一緒やと思うんよ。ちゃんと数字出てらっしゃい。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

その辺については、いろんな誤解を招いたことは私の責任であると感じておりますけども、言い訳になるんですけど、あまり数字を言い過ぎますと、それが独り歩きし過ぎるんで、その場では控えさせてもらったのが現実でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

それおかしい。国への申請で総額は一応15億円で申請してますって言えるん違

うんですか。それは変わるかも分かりませんが、独り歩きすると困りますと言うたら、それでいいん違うんですか。国へのこの数字というのは、だました数字ですか。そうじゃないんでしょう。積み上げてるでしょう。そしたら、それを言うてもいいん違うんですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

その点については、自分個人として反省しております。今後気をつけたいと思います。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

そんな問題と違うと思うで。その数字を言わなんだって、積算しておりませんって言うたんやったら、それはちょっと問題やと思うで、そんなん。ちょっと追求するような格好になって申し訳ないけども、ちゃんと分かっていることは町民に報告できるような状況で説明してもらわなんだら、何か知らんけどごまかしてやっていこうかと考えてたというようにしか取れんようになってくると思います。

井上部長もそうなんですけども、副町長も含めて思い切り体制をしっかりと整えてきちっとしていつていただきたいと思います。

もう一つ、質問したかった分もあったんですけども、通告にも内容は書かせていただいたんですけども、もうそれは今回結構ですので、以上で終わります。

○議長（谷畑 進）

以上で、2 番、栗山昌之君の一般質問を終わります。

……………通告順 7 番 1 1 番（岡 省吾）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、1 1 番、岡省吾君の一般質問を許可します。

岡省吾君の質問は、一問一答形式です。

1 1 番、岡省吾君。

○1 1 番（岡 省吾）

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、これより通告に従いまして、1 1 番、一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、消防行政に関して質問させていただきますが、時間もかなり押しております。なるべく早く終わりたいと思っております。それでは、早速質問に入らせていただきます。

1 点目、消防職員体制についてお伺いさせていただきます。先ほど 9 番議員も同様のことを質問されておりました。少し重複する点もあるかと思いますが、御了承願いたいと思います。

まず、吉備金屋消防署と清水消防署の人員配置は何人かをお示しいただきたいと思います。

また、おのおのの消防署、1 日何班の何人体制かも併せてお伺いしたいと思います。重要なところとして、救急出動、火災出動などに十分対応できる人員配置になっているのかというのが気になるところでございます。現在の職員体制で十分な人数を保っているのか、その見解をこの際一度、消防長からお聞きしたいと思います。

2 点目に、救急出動についてお伺いいたします。

私、住んでいて最近感じることで、救急車が頻繁に家の前を通る光景を目にいたします。季節の変わり目、急に寒くなったりで体調を崩す方も多いのかなとも思います。そこで、年間の救急搬送の件数を一度お教え願いたいと思います。

また、町内における救急要請から現場に到着するまでの所要時間に関して、その平均時間と最大かかる時間はどのくらいかをお教えてください。

先日、消防署職員さんを講師に招き、地元消防団で救命講習を受講いたしました。計約 3 時間の講習、胸骨圧迫から人工呼吸、A E D の使い方まで一連の流れを教えてください、いざというときに率先して人命救助に携われるよう指導くださりました。うちの住む地域では、救急要請から救急車が現場に到着するまで約 20 分かかるとのこと、救命率を下げないための救命処置は非常に重要であると痛切に感じたところでもあります。それと同時に、A E D の存在の大きさも感じるところでありまして、町内に A E D の設置場所はどのくらいあるのかをこの際確認いたしたく、旧町別にお示しいただきたいと思います。

また、救急車が搬送先の病院を探すに当たり、高速の上り口周辺で停車している光景をよく目にいたします。搬送の際、受入先の病院を探す時間として、最大でどのくらい時間がかかったという事例を一度お教えてください。

3 点目に、火災出動についてお聞きいたします。

最近、全国各地で大規模山林火災や家屋火災が発生しております。特に岩手県大船渡市での山林火災は、鎮火までかなりの時間を費やし、多くの山林面積を焼失するほどの大規模火災となりました。いま一度、町民皆様にさらなる火災予防の注意喚起を促すことが大事だと考えます。消防長の見解を求めます。

全国で見るように、大規模な山林火災ともなりますと、短時間での消火は困難であります。このような大規模火災ともなりますと、消防署、消防団以外にも、県をはじめ近隣市町の消防隊や、ひいては自衛隊要請といった連携が保たれるのだらうと思います。そのような中で、消防団に対しての出動依頼にも活動日数的に限界があるのではないかと推察するところでもありますけれども、その辺り消防長の見解をお聞かせ願います。

たいと思います。

一般火災の場合、ここでは家屋火災を指して申し上げますが、火災鎮火後、消防団は消防署の解散号令を受けて団は解散いたします。しかしながら、再出火のおそれがないかということで、特に夜間の火災では夜通し現場に待機するケースがございます。基本的なスタンスとして、消防署が当該消防団に待機要請をどのように伝えておられるのかを参考までにお聞かせ願いたく、その点最後に消防長の御見解をお伺いいたしまして、この壇上での1回目の質問を終わらせていただきます。御答弁よろしく願います。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の各署の人員配置につきましては、吉備金屋消防署に31名、清水消防署に16名をそれぞれ配置しており、両署とも3部制の24時間勤務で、吉備金屋消防署については1班10名、清水消防署は1班5名の交代制を取っております。

また、現職員体制で十分な人数を保っているのかにつきましては、現在、消防本部の職員実員数が67名で、国の示す消防力の整備指針における算定人員数94名に対し充足率は71.3%ですが、有田川町定員管理計画における令和7年度の消防職員数は69名、令和7年度からは実員68名となることから、今後も継続し消防職員の採用と適正な人員管理に努めてまいります。

2点目の年間の救急要請件数と搬送件数につきましては、令和5年中1,370件の救急要請のうち1,254件を搬送、令和6年中1,411件の救急要請のうち1,322件を搬送しており、救急要請から現場に到着するまでの平均所要時間は約10分です。令和5年中、令和6年中同じです。最大で40分かかったことがあります。

また、AEDの設置状況につきましては、旧町別に吉備地区47か所、金屋地区20か所、清水地区で22か所となっております。最後に、救急搬送時に受入れ先病院を探す時間として最大かかった事例は78分で、病院交渉回数14回でありました。

3点目の住民に対する火災予防啓発ではありますが、火災が発生しやすい時季における全国火災予防運動期間中には、消防団の皆様と協力し、火災予防広報活動に取り組んでおり、また、気象条件等により必要とした判断した場合においても、防災行政無線や車両による注意喚起の広報を行っております。今後も継続し、火災要望啓発を促進してまいります。

また今回、岩手県大船渡市でありました山林火災のような大規模な災害が発生した場合、消火活動が長期間に及ぶ可能性があり、状況により近隣の消防本部や緊急消防援助隊の応援要請を行うことになると考えます。当町の消防団員の皆様とも連携協力し活動を行うこととなりますので、その際には消防団幹部の皆様と早期に協議し、交

代制のシフトを組んで消火活動に当たっていくことになると思います。

最後に、建物火災発生時における再燃防止につきましては、基本的には発生場所を管轄する消防団の支団長、分団長及び警戒を担当する班長等と協議し、必要に応じ火災現場の警戒を依頼させていただいております。

以上であります。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

再質問をさせていただきますけれども、幾つか再質問を用意しておったんですけども、時間も押してますんで、はしょって何点かに絞ってさせていただきたいと思います。

1点目の職員体制につきましては、1日24時間勤務の1班、2班、3班で、吉備金屋が1班10名体制、清水消防署が1班5名体制ということで取り組んでいるということでございます。有田川町も広い面積を有しております、私個人的には国の示す指針の算定人員に近づけていくことが、より安心した住民の生命財産を守っていくことになるのかなということで、先ほど西議員も同じようなことを質問されておりましたけれども、私も同様にこの数値になるべく近づけていってもらえるように配慮していただけるとありがたいなということを要望しておきたいと思います。

また、国も男性の育児参加を推奨しております、育休を取って育児に参加してくださいよという流れの中で、なかなか消防職員は育休も取りにくいかなということも推察いたしますし、国の拠点形成の大きな車をいただきましたけれども、災害時には3人程度は機材を運んで現場へ行かんなんということになりますと、現場は支障ないといっても、多分非番の方が対応してよそへ行かれるということでどうしても削られていって、現場の地元のほうには精神的にも体力的にも負担がかかってくるということで、完全に支障はないんだということでもないかなとは思いますが、そういうことも今後考えて人員の配置の関係については考えていってほしいなと思います。

それから、AEDにつきましては、これ管轄が総務部局になります。通告には今回、消防長だけしか書いておりませんので答弁を求めませんけれども、先ほど救急の要請から現場に到着するまで最大で約40分かかったという答弁をいただきました。今、有田川町のネットでAEDの設置場所一覧というのを検索したら、どこにあるかというのを地図でポイント、ポイントで示していただいておりますけれども、僕も確認いたしますと、そういう遠いようなところ、多分40分かかるところはかなり奥地というか、山の高台のほうの地域になるかなと思うんですけども、そういうところにAEDが設置されていないと。

この間も講習を受けて教えていただいたんは、1分、2分、3分、5分、10分、もう救命率がどんどん下がっていくということで、多分40分もたって何も救命措置

をしなければ、恐らくその人の命を守ることはできないんだろうな、そういうときに住民の方々が救命処置をしていただいて、人工呼吸、また胸骨圧迫、それとAEDを使った処置がかなり効果的ということ、これはもう当然のことですけれども、そういう地域にAEDがないという現状はかなり問題があるんじゃないかなと個人的に思います。

AEDを個人的には、各字、各区、1つあたりは設置するのが望ましいんじゃないかなとは思いますが、そういうように救急車の要請から現場到着まで時間がかかるようなところにAEDが設置されてない状況について、消防長はどうお考えになるか、その見解を一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

再質問にお答えさせていただきます。

確かに岡議員のおっしゃるとおり、AEDというのは、心臓が停止したらできるだけ早い時間に使っていただくというのが効果的ではあります。消防本部といたしましては、先日、岡議員にも受講いただいた普通救命講習、これはAEDだけが大事ということではなく、胸骨圧迫というのが非常に大事でありますので、AEDの使い方と胸骨圧迫を中心とした応急手当の普及啓発、これを一人でも多くの方に覚えていただく、これに継続して取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

そういうような救命の講習を各地域で、また盛んにやっていただきたいと思います。

また、AEDの普及につきましても非常に大事だということも思っておりますので、頭の片隅ではなく、頭を中心部において今後検討していただきたいと思います。

最後、火災出動につきまして、火災出動になりますと消防団が現場に初期消火の一番手として伺っていただいて、それから消防署の人が来ていただいて、消防署の職員の号令を受けて、団がその指示に従って活動すると。今まで消防団員の皆さんも、ほぼ奉仕の状況でやっていただいたんですけれども、団員さんの処遇改善ということもありまして、1件当たり1時間1,000円、最大8時間で8,000円ということで、かなり消防団員の皆さんにとってはありがたいかなと。私も消防団員の1人としてありがたい話かなということで思っております。

先ほども最近の大規模の山林火災の状況を見させていただきますと、1日でなかなか鎮火しないと。この間の大船渡市の火災では14日ほど鎮火にかかったかなというこ

とで報道されておりましたけれども、そこまで大きく広がりますと、消防団員に仮に1週間でも出てくれというのはかなり難しい。お願いするのも難しいかなと思うんですけども、今回、処遇改善で時間給で8時間で8,000円いただけることになるんですけども、これは1件当たり最大8時間の8,000円で、仮に日をまたいで活動した場合、これはどうなるのでしょうか。2日目、もし仮に活動された場合は、2件目としてカウントできるのか、それとも1つの火事は、1件目として初日の最大8時間の8,000円しか出ないのか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

再質問にお答えさせていただきます。

有田川町消防団員の給料に関する条例の中に、水火災等による出動報酬は1日につき最高8,000円と記載しておりますので、これは1日につき活動された時間に応じて支給されるものと考えています。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

ありがとうございます。

今の答弁では、2日だったら、2日分の出た分が出ますよということで理解させていただきました。

私も経験するんですけども、消防団員として火災現場に行った場合、消えた後、再出火のおそれがあるんで、悪いんやけど、もし残れるんやったら見守ってあげてほしいよということのお願いを受けて、消防団の役員の人らはその現場へ残って見守ってくれて、夜の火事であれば夜通し朝まで見ていただけるんですけども、そういうように地域の皆さんの生命の安全を守るために日夜活動してくれている消防団というのは、地域の消防の根幹を支えてくれている活動団体であるなと再度認識するんですけども、夜通しそういうように見守っていただいておりますと、かなりおなかも当然減ることやと思いますし、夜食の一つでも出やんのかなという声もまま聞こえることがございます。

様々意見であったり、団運営の支援のお願いであったりとか、いろいろ幹部会の中で話はあるかと思います。財政的にも難しいとかいろいろ状況はあるかと思いますが、そういう皆さんの声を柔軟に聞き入れて、できることはなるべく対応してって、地域の住民の生活を守る消防団、活動しやすいような体制を取れるように今後もやっていただきたいと思います。

最後に、消防長の思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

再質問にお答えさせていただきます。

岡議員のおっしゃるとおり、本当に消防団員の皆様には消防職員、いつも助けていただいております。消防団員さんなくしては災害対応は絶対にできないと思っております。それに関連して、今後も消防団員様の御意見を幹部会等でいつも協議させていただいているんですけども、その連携協力体制の構築に今後も努めてまいりますので、どうか今後とも消防業務に御理解と御協力をお願いさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

以上で、11番、岡省吾君の一般質問を終わります。

以上で、日程第1、一般質問が全て終了しました。

本日の会議はこれで散会します。

また、次回の本会議は3月25日、火曜日、午前9時30分から開議させていただきます。よろしくお願いします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

散会 17時02分